

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月26日

【事業年度】 第113期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 前田新造
兼 執行役員社長

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 財務部次長 河内正之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部次長 河内正之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第109期	第110期	第111期	第112期	第113期
決算年月		平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
売上高	(百万円)	690,256	644,201	670,701	682,385	677,727
営業利益	(百万円)	49,914	50,350	44,458	39,135	26,045
経常利益	(百万円)	52,061	51,485	44,480	39,442	28,406
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	19,373	33,671	12,790	14,515	14,685
包括利益	(百万円)			18,260	5,456	20,472
純資産額	(百万円)	351,951	365,207	320,127	303,715	303,734
総資産額	(百万円)	606,568	775,445	739,120	720,707	715,377
1株当たり純資産額	(円)	839.89	875.72	772.14	729.89	722.42
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	(円)	48.04	84.62	32.15	36.47	36.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	47.96	84.53	32.10	36.44	
売上高営業利益率	(%)	7.2	7.8	6.6	5.7	3.8
自己資本比率	(%)	55.6	44.9	41.6	40.3	40.2
自己資本利益率	(%)	5.4	9.8	3.9	4.9	5.1
株価収益率	(倍)	29.9	24.0	44.8	39.2	
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,767	69,431	67,586	52,599	42,040
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	28,157	204,884	30,303	20,668	25,534
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	32,283	120,359	39,571	35,482	24,745
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	91,857	77,157	88,592	82,974	80,253
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	28,810 [11,274]	28,968 [11,161]	31,310 [12,977]	32,595 [13,672]	33,356 [13,889]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理していましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、第112期より取得時費用処理に変更しました。当該会計処理の変更は遡及適用され、第111期の連結財務諸表について遡及処理しております。

3 第112期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことによる、第111期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益に及ぼす影響は軽微であることから、遡及処理は行っておりません。

4 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5 当連結会計年度の株価収益率は、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第109期	第110期	第111期	第112期	第113期
決算年月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
売上高 (百万円)	264,511	244,470	236,742	224,897	220,404
経常利益 (百万円)	26,564	23,515	26,264	11,046	27,080
当期純利益 (百万円)	16,294	21,012	12,692	8,476	20,119
資本金 (百万円)	64,506	64,506	64,506	64,506	64,506
発行済株式総数 (千株)	410,000	410,000	400,000	400,000	400,000
純資産額 (百万円)	343,724	339,108	331,395	320,540	322,963
総資産額 (百万円)	481,137	612,417	596,091	595,417	589,928
1株当たり純資産額 (円)	855.44	851.47	831.28	803.70	809.26
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)
1株当たり当期純利益 (円)	40.41	52.81	31.90	21.30	50.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	40.34	52.75	31.86	21.28	50.49
自己資本比率 (%)	71.4	55.3	55.5	53.7	54.6
自己資本利益率 (%)	4.7	6.2	3.8	2.6	6.3
株価収益率 (倍)	35.5	38.4	45.1	67.0	26.3
配当性向 (%)	123.7	94.7	156.7	234.8	98.9
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	3,500 [1,780]	3,573 [1,876]	3,699 [1,746]	3,874 [1,913]	3,954 [1,920]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第112期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことによる、第111期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益に及ぼす影響は軽微であることから、遡及処理は行っておりません。

2 【沿革】

年月	事項
明治5年9月	東京銀座に「資生堂薬局」として創業
21年1月	わが国最初の練り歯磨「福原衛生歯磨石鹸」を発売
30年1月	オイデルミンを発売し化粧品事業へ進出
大正4年9月	商標「花椿」制定
12年12月	チェーンストア制度を採用
昭和2年6月	合資会社を株式会社組織に変更
2年8月	販売会社制度を採用
12年1月	資生堂花椿会(現、花椿C L U B)発足
14年9月	資生堂化学研究所(のちに第1リサーチセンターを経てリサーチセンター(新横浜))完成
23年12月	大阪資生堂(株)(現、大阪工場)設立
24年5月	東京証券取引所に株式を上場
32年6月	台湾資生堂設立(翌年4月製造開始)
34年10月	資生堂商事(株)(資生堂ファイントイレタリー(株)へ商号変更ののち(株)エフティ資生堂に吸収合併)設立
34年11月	大船工場(現、鎌倉工場)完成
40年8月	資生堂コスメティックス(アメリカ)(のちに資生堂インターナショナルCorp.(現商号、資生堂アメリカズCorp.)に統合)設立
43年6月	資生堂コスメティチ(イタリア)S.p.A.設立
50年7月	掛川工場完成(同年10月稼働)
55年7月	資生堂ドイツュラントGmbH設立
58年1月	久喜工場完成
61年2月	フランス カリタ社買収
62年8月	資生堂薬品(株)設立
63年8月	資生堂インターナショナルCorp.(現商号、資生堂アメリカズCorp.)設立
63年9月	米国ゾートス社を買収
平成元年3月	決算日を11月30日から3月31日に変更
2年1月	資生堂アメリカInc.設立
2年10月	ポーテプレステージインターナショナルS.A.をフランスに設立
3年10月	フランス ジアン工場竣工
3年11月	資生堂コスメニティー(株)(現商号、資生堂フィティット(株))設立
3年12月	中国・北京麗源公司と合併会社資生堂麗源化粧品有限公司を設立
4年7月	第2リサーチセンター(現、リサーチセンター(金沢八景))完成
7年4月	販売会社15社を合併し、資生堂化粧品販売(株)(現商号、資生堂販売(株))とする
7年12月	(株)資生堂インターナショナル設立
8年12月	米国ヘレンカーチス社の北米プロフェッショナル事業部門を買収
10年2月	上海に合作会社 上海卓多姿中信化粧品有限公司を設立
10年8月	米国ラモア社のプロフェッショナル事業部門を買収
10年9月	香港に合併会社 資生堂大昌行化粧品有限公司(現商号、資生堂香港有限公司)設立
12年5月	フランス ラボラトワールデクレオール社を資本傘下に プリストル・マイヤーズスクイブ社「シーブリーズ」ブランドを買収
	米国「NARS(ナーズ)」ブランドを買収
12年6月	研究所「リサーチセンター(新横浜)」移転
12年10月	(株)エフティ資生堂設立、トイレタリー事業を(株)資生堂から同社に営業譲渡
13年12月	米国ジョイコ・ラボラトリーズ社を買収
15年4月	大阪資生堂(株)(現、大阪工場)及び資生堂化工(株)(のちに板橋工場)の両生産会社を(株)資生堂が吸収合併
15年5月	本社機能を汐留オフィス(東京都港区)に移転
15年10月	(株)エフティ資生堂から久喜工場を(株)資生堂へ移管
15年12月	上海に持株会社資生堂(中国)投資有限公司を設立
16年10月	資生堂プロフェッショナル(株)設立
18年3月	舞鶴工場、板橋工場の2工場を閉鎖(国内の生産拠点を6カ所から4カ所に集約)
19年4月	資生堂物流サービス(株)を日立物流(株)に譲渡、物流業務を同社にアウトソーシング
20年1月	資生堂リース(株)を東京リース(株)(現商号、東京センチュリーリース(株))に譲渡
20年4月	資生堂ベトナムInc.設立
20年11月	資生堂開発(株)を日本管財(株)に譲渡、建設・不動産等の運営管理を同社にアウトソーシング
21年3月	プティック事業からの撤退
21年10月	ギリシアに合併会社 資生堂ヘラスS.A.設立
21年12月	資生堂コスメティクスベトナムCo.,Ltd.設立
22年1月	スイス販売代理店を買収 資生堂S.A.へ商号変更
22年3月	米国ペアエッセンシャル社を買収
22年5月	資生堂大昌行化粧品有限公司(現商号、資生堂香港有限公司)を完全子会社化
23年4月	資生堂プロフェッショナル韓国Co.,Ltd.設立
23年10月	トルコに合併会社 資生堂コスメティックA.S.設立
24年4月	Webを活用した新ビジネスモデル(Beauty&Co.(ビューティーアンドコー)、watashi+(ワタシプラス))を開始

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社95社(連結子会社93社、持分法非適用非連結子会社2社)及び関連会社9社(持分法適用関連会社3社、持分法非適用関連会社6社)で構成され、化粧品、化粧用具、トイレタリー製品、理・美容製品、美容食品、医薬品の製造・販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する研究及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

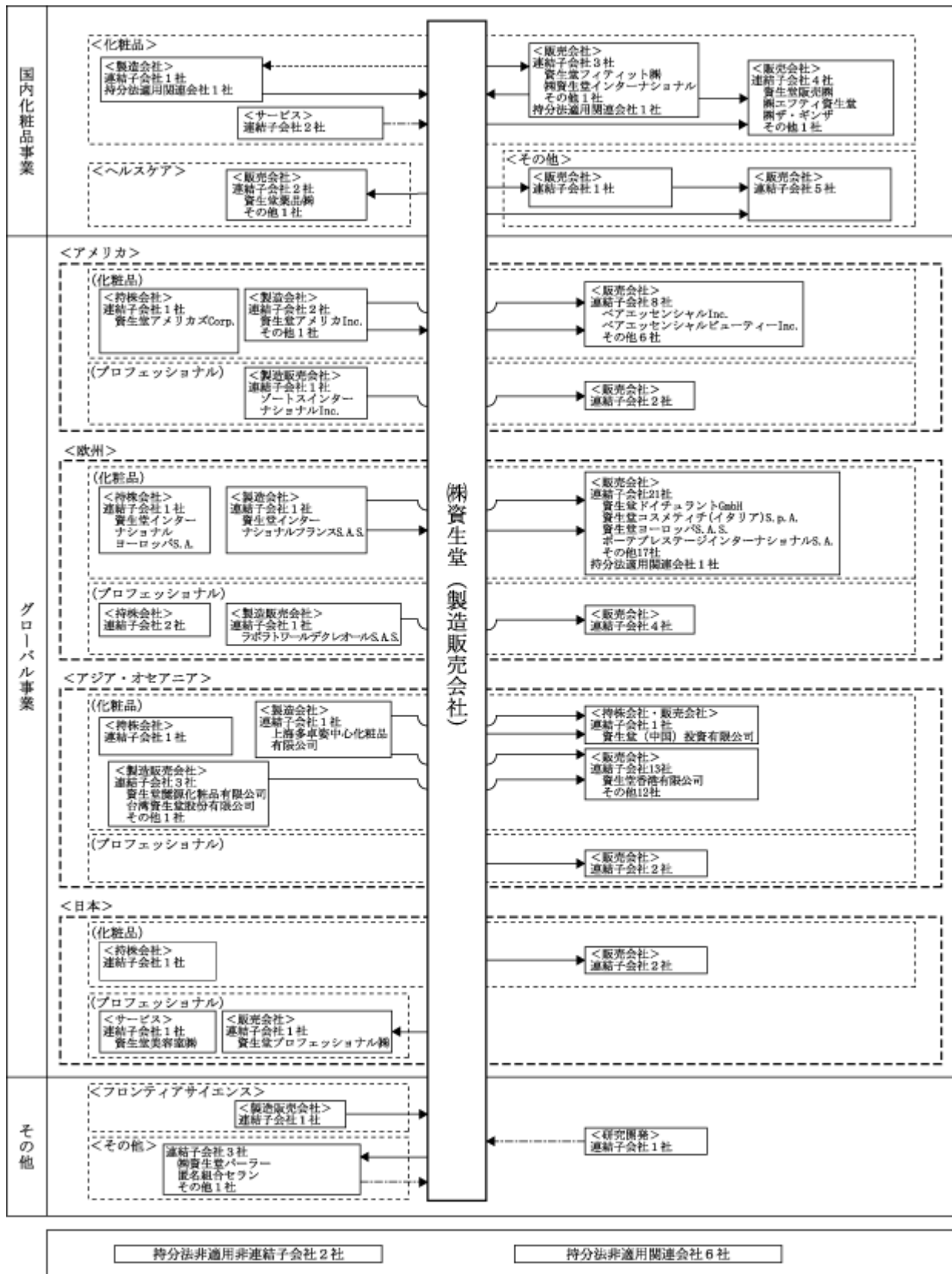
当社グループ各社の事業に係る位置付け及びセグメントとの関連は、以下のとおりであります。

なお、以下の事業区分は「第5 経理の状況の 1 連結財務諸表等 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

事業区分	主な事業の内容	主要な会社
国内化粧品事業	化粧品事業 (化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売) ヘルスケア事業 (美容食品、一般用医薬品の製造・販売) その他 (ノン資生堂・通販化粧品の製造・販売等)	当社 資生堂販売(株) 資生堂フィティット(株) (株)資生堂インターナショナル (株)ザ・ギンザ (株)エフティ資生堂 資生堂薬品(株) その他連結子会社 12社 持分法適用関連会社 2社 (計 21社)
グローバル事業	化粧品事業 (化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売) プロフェッショナル事業 (理・美容製品の製造・販売等)	当社 資生堂アメリカズCorp. 資生堂アメリカInc. ベアエッセンシャルInc. ベアエッセンシャルビューティーInc. ゾートスインターナショナルInc. 資生堂インターナショナルヨーロッパS.A. 資生堂インターナショナルフランスS.A.S. 資生堂ドイチュラントGmbH 資生堂コスメティチ(イタリア)S.p.A. 資生堂ヨーロッパS.A.S. ボーテプレステージインターナショナルS.A. ラボラトワール デクレオールS.A.S. 資生堂(中国)投資有限公司 上海卓多姿中信化粧品有限公司 資生堂麗源化粧品有限公司 資生堂香港有限公司 台湾資生堂股? 有限公司 資生堂プロフェッショナル(株) 資生堂美容室(株) その他連結子会社 51社 持分法適用関連会社 1社 (計 72社)
その他	フロンティアサイエンス事業 (化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品、精製・分析機器等の製造・販売) その他 (飲食業等)	当社 (株)資生堂パーラー 匿名組合セラノ その他連結子会社 3社 (計 6社)
持分法非適用非連結子会社		持分法非適用非連結子会社 2社 (計 2社)
持分法非適用関連会社		持分法非適用関連会社 6社 (計 6社)

(注) 各事業毎の会社数は、複数事業を営んでいる当社をそれぞれに含めて記載しております。

事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事 業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
資生堂販売(株) (注) 5 (注) 6	東京都港区	100,000	国内化粧品 事業	100.0	化粧品等の販売先 当社所有の建物、土地及び設備を賃借 当社に対し建物、土地及び設備を賃貸 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂 フィテイト(株) (注) 5	東京都中央区	10,000	"	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
(株)資生堂インターナシ ョナル (注) 5	東京都中央区	30,000	"	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
(株)ザ・ギンザ	東京都中央区	100,000	"	98.2	化粧品等の販売・購入先 当社所有の設備を賃借 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
(株)エフティ 資生堂 (注) 5	東京都中央区	100,000	"	100.0	トイレタリー製品の販売先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂 アメニティグッズ(株)	東京都中央区	50,000	"	100.0	化粧品等の販売先 当社所有の建物及び設備を賃借 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂薬品(株)	東京都中央区	100,000	"	100.0	医薬品の販売先 当社所有の建物及び設備を賃借 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
(株)ディシラ	東京都中央区	24,000	"	100.0	営業上の取引はなし 当社所有の建物及び設備を賃借 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
(株)イブサ	東京都港区	100,000	"	100.0	化粧品等の販売先 当社所有の建物を賃借 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
(株)エテュセ	東京都中央区	100,000	"	100.0	営業上の取引はなし 当社より資金を貸付 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
(株)アユーラ ラボラトリーズ	東京都港区	100,000	"	100.0	営業上の取引はなし 当社所有の建物及び設備を賃借 当社より資金を貸付 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂アメリカズCorp. (注) 5	アメリカ、 デラウェア	千米ドル 403,070	グローバル 事業	100.0	化粧品等の販売先 賃借料支払に対する債務保証 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂アメリカInc.	アメリカ、 ニューヨーク	千米ドル 28,000	"	100.0 (100.0)	化粧品等の販売・購入先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
ヘアエッセンシャルInc. (注) 5	アメリカ、 デラウェア	米ドル 0.01	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
ヘアエッセンシャル ビューティーInc.	アメリカ、 デラウェア	米ドル 1.00	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...無
ゾートスインターナシ ョナルInc.	アメリカ、 コネチカット	千米ドル 25,000	"	100.0 (100.0)	理・美容製品の購入先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂インターナシ ョナルヨーロッパS.A. (注) 5	フランス、パリ	千ユーロ 256,133	"	100.0	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂インター ナショナルフランス S.A.S.	フランス、パリ	千ユーロ 36,295	"	100.0 (100.0)	化粧品等の購入先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂ドイツュラント GmbH	ドイツ、 デュッセルドル フ	千ユーロ 5,200	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂コスメティチ (イタリア) S.p.A.	イタリア、 ミラノ	千ユーロ 2,400	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂ヨーロッパS.A.S.	フランス、パリ	千ユーロ 9,000	"	100.0 (100.0)	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
ポーテプレステージ インターナショナルS.A.	フランス、パリ	千ユーロ 17,760	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
ポーテプレステージ インターナショナル GmbH (ドイツ)	ドイツ、 デュッセルドル フ	千ユーロ 1,000	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...無

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事 業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
ポータプレステージ インターナショナル S.A.U. (スペイン)	スペイン、 マドリッド	千ユーロ 620	グローバル 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...無
ラボラトワール デクレオールS.A.S.	フランス、パリ	千ユーロ 19,374	"	100.0 (100.0)	原材料の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂(中国) 投資有限公司 (注) 5	中国、上海	千中国元 565,093	"	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
上海卓多姿中信化粧品 有限公司	中国、上海	千中国元 418,271	"	92.6 (66.4)	原材料の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂麗源 化粧品有限公司	中国、北京	千中国元 94,300	"	65.0 (33.0)	原材料の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂香港 有限公司	中国、香港	千香港ドル 123,000	"	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
台湾資生堂 股? 有限公司	台湾、台北	千ニュー台湾ドル 1,154,588	"	51.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
法来麗国際股? 有限公司	台湾、台北	千ニュー台湾ドル 246,460	"	100.0 (100.0)	化粧品等の販売先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
韓国資生堂Co.,Ltd.	韓国、ソウル	百万ウォン 28,572	"	100.0	化粧品等の販売先 借入に対する債務保証 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂タイランド Co.,Ltd. (注) 2	タイ、バンコク	千タイバーツ 10,000	"	49.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂 プロフェッショナル(株)	東京都中央区	250,000	"	100.0	理・美容製品の販売先 当社所有の建物及び設備を賃借 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂美容室(株)	東京都中央区	100,000	"	100.0	営業上の取引はなし 当社所有の建物及び設備を賃借 当社より資金を貸付 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
(株)資生堂パーラー	東京都中央区	100,000	その他	99.3	営業上の取引はなし 当社所有の建物及び設備を賃借 当社に対し建物を賃貸 当社より資金を貸付 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
匿名組合セラシ (注) 2 (注) 5	(営業者) 東京都千代田区	11,600,000	"	[100.0]	営業上の取引はなし 当社に対し汐留タワー(汐留オ フィス)の建物及び設備を賃貸 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...無
その他56社					

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
4 上記の会社はいずれも有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
5 特定子会社であります。
6 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主な損益情報は、以下のとおりであります。

名称	売上高 (百万円)	経常損失 (百万円)	当期純損失 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
資生堂販売(株)	266,027	1,368	1,308	7,715	111,512

(3) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事 業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(株)ピエール ファールジャポン	東京都港区	100,000	国内化粧品 事業	50.0	化粧品等の購入先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
その他2社					

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

(4) その他の関係会社

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
国内化粧品事業	12,241	[7,971]
グローバル事業	20,642	[5,571]
その他	473	[347]
合計	33,356	[13,889]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,954[1,920]	41.8	17.3	7,351,905

セグメントの名称	従業員数(名)	
国内化粧品事業	2,238	[1,054]
グローバル事業	1,644	[839]
その他	72	[27]
合計	3,954	[1,920]

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

資生堂労働組合は、昭和21年2月に資生堂従業員組合として発足し、現在当社及び国内主要連結子会社で組織され、組合員数は11,445名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

	前連結会計年度 (百万円)	百分比	当連結会計年度 (百万円)	百分比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
売上高	682,385	100.0%	677,727	100.0%	4,657	0.7%	0.1%
国内売上高	379,963	55.7%	373,252	55.1%	6,711	1.8%	1.8%
海外売上高	302,422	44.3%	304,475	44.9%	2,053	0.7%	2.4%
営業利益	39,135	5.7%	26,045	3.8%	13,089	33.4%	
経常利益	39,442	5.8%	28,406	4.2%	11,036	28.0%	
当期純利益 又は当期純損 失()	14,515	2.1%	14,685	2.2%	29,200		

(注) 主要為替レートは、79.83円/米ドル、102.63円/ユーロ、12.67円/中国人民幣元であります。

当連結会計年度の国内経済は消費マインドの落ち込みが続いておりましたが、平成24年12月の新政権への交代以降は経済政策への期待やそれに伴う円安、株高傾向を背景に回復の兆しが見られ、化粧品市場の規模は前年並みとなりました。一方、海外の化粧品市場は各地域の経済動向にほぼ連動しており、欧州市場は債務危機や高い失業率の影響により低い成長にとどまったものの、米州市場および中国を含むアジア市場はともにゆるやかに拡大いたしました。

当社の当連結会計年度の連結売上高は、前連結会計年度比0.7%減収の677,727百万円となりました。国内売上高は前連結会計年度比1.8%減収となり、海外売上高は0.7%の微増にとどまりました。

営業利益は、中国においてマーケティング投資を実施したものの平成24年9月に発生した反日運動の影響で売上高が想定を大きく下回ったこと、「bareMinerals」に関する費用の増加、国内売上高の減少による差益減などにより、前連結会計年度比33.4%減益の26,045百万円となりました。

経常利益は、前連結会計年度比28.0%減益の28,406百万円となりました。

当期純利益は、営業利益が減益となったことに加え、平成22年3月に買収を完了し当社の子会社とした米国の化粧品会社「ベアエッセシャルInc.」に係る無形固定資産の減損損失28,587百万円や生産・研究開発拠点の再編に伴う構造改革費用5,745百万円など合計36,320百万円の特別損失を計上したことから、14,685百万円の当期純損失となりました。

報告セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

売上高(外部顧客への売上高)

	前連結会計年度 (百万円)	構成比	当連結会計年度 (百万円)	構成比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
国内化粧品事業	353,789	51.8%	345,882	51.0%	7,906	2.2%	2.2%
グローバル事業	319,678	46.9%	322,349	47.6%	2,670	0.8%	2.5%
その他	8,917	1.3%	9,494	1.4%	577	6.5%	6.5%
合計	682,385	100.0%	677,727	100.0%	4,657	0.7%	0.1%

セグメント利益(営業利益)

	前連結会計年度 (百万円)	売上比 (注)	当連結会計年度 (百万円)	売上比 (注)	増減 (百万円)	増減率
国内化粧品事業	29,459	8.3%	27,508	7.9%	1,951	6.6%
グローバル事業	8,212	2.6%	3,288	1.0%	11,500	
その他	1,381	9.9%	1,964	13.4%	583	42.3%
消去又は全社	82		138		221	
合計	39,135	5.7%	26,045	3.8%	13,089	33.4%

(注) 売上比は、売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)に占める営業利益の比率を記載しております。

国内化粧品事業

国内化粧品事業の売上高は345,882百万円(前連結会計年度比2.2%減収)となりました。化粧品事業は競合環境の激化により、ヘルスケア事業は主力ブランドが市場全体の縮小の影響を受けたことにより、ともに前連結会計年度を下回る実績となりました。

(化粧品事業)

化粧品事業では、前連結会計年度に引き続き新製品の発売数を絞り込み、お客さまから高い支持をいただける商品を厳選して発売するとともに、現行主力品の育成を継続して実施いたしました。新製品については、重ねたメイクをお湯で落とせる全く新しい化粧下地「フルメイク ウォッシュャブル ベース」や、セルフスキincareブランド「アクアレーベル」の1品5役(化粧水、美容液、乳液、マスク、クリーム)の「スペシャルジェルクリーム」など、お客さまのニーズを捉えた商品を発売いたしました。

また、大正12年(1923年)のチェーンストア制度の導入以来90年ぶりにビジネスモデルを変革し、Webと店舗を連動させた、新たなお客さまとの出会いを創出する新ビジネスモデルを平成24年4月にスタートさせました。

さらに、お客さまの声の反映と販売対応の磨き直しに向けた仕組みづくりを行い、優れた事例を全国で共有する取り組みを開始いたしました。

一方で、当社がこれまで得意としてきたファンデーション市場や当社愛用者が多いシニア世代のお客さまへの対応、得意先との関係性の深化への取り組みについては課題を残しました。

（ヘルスケア事業）

ヘルスケア事業では、与那国島の契約農園で、農薬を使わずに育てたボタンボウフウを原料とした美容食品「長命草」が引き続き好調であったものの、注力したコラーゲン食品のシェアNo.1ブランド「ザ・コラーゲン」については、市場全体の急速な縮小の影響を受けました。

（その他の化粧品関連事業）

その他の化粧品関連事業では、アジア市場で販売しているスキンケア・メーキャップメガブランド「Za」の日本導入を行った「株式会社エテュセ」をはじめ、「株式会社ディシラ」や「株式会社イブサ」など、資生堂の名前を冠さない化粧品を販売する子会社が引き続き好調であったほか、空港免税店での売上高の回復により「株式会社ザ・ギンザ」が貢献いたしました。

セグメント利益（営業利益）は、主に売上高の減少に伴う差益減により、前連結会計年度比6.6%減益の27,508百万円となりました。

グローバル事業

グローバル事業の売上高は322,349百万円（前連結会計年度比0.8%増収）、現地通貨ベースでは前連結会計年度比2.5%増収となり、化粧品事業、プロフェッショナル事業ともに、前連結会計年度を上回る実績となりました。

（化粧品事業）

化粧品事業では、プレステージ市場において、グローバルブランド「SHISEIDO」がプレミアムスキンケアライン「フューチャーソリューション LX」や美白スキンケアライン「ホワイトルーセント」、サンケアライン「グローバルサンケア」を中心に高い成長を果たしたほか、「NARS」が北米を中心に大きく伸長しました。さらに、デザイナーズフレグランスが堅調な成長を果たしたほか、トラベルリテールビジネスが好調を継続しました。「bareMinerals」は、北米で固形タイプの新メーキャップ「READY」からファンデーションを発売し好評を博しましたが、既存の粉末タイプのファンデーションが伸び悩んだことに加え、市場規模の大きいリテール事業を育成すべくテレビ宣伝等のメディア投資を実施したものの、当該事業の売上高の拡大に想定以上に時間を要していることもあり、売上成長は前連結会計年度並みと期待した水準を下回りました。

最重点市場である中国では、反日デモによる社員や事業所、工場への被害はなかったものの、その後の反日感情の高まりの影響を受け、売上高のウェイトが高い年末に積極的なプロモーションを実施できなかったことなどから、現地通貨ベースではほぼ前連結会計年度並み、円ベースでは前連結会計年度を若干上回る程度にとどまりました。

アジアマステージ市場においては、タイを中心に「Za」が引き続き伸長したほか、「専科」をタイ、シンガポール、マレーシアに導入いたしました。

新興国においては、次なる成長のエンジンであるブラジルに「bareMinerals」や「NARS」の導入を進めました。さらに、インドでは駐在員事務所を設立し、本格進出に向けた検討を進めました。また、チュニジア及びアルゼンチンで販売を開始するなど新規市場への事業拡大を順調に進めました。その結果、平成24年12月末時点でのグローバルブランド「SHISEIDO」の展開地域は世界89の国と地域（日本を含む）となりました。

（プロフェッショナル事業）

プロフェッショナル事業では、薬用有効成分アデノシン配合の育毛剤「ザ・ヘアケア アデノバイタル」が伸長した国内や「ゾートスインターナショナルInc.」が健闘した米州のヘアプロダクト領域が好調に推移した一方、欧州の景況悪化の影響を受け、エステティック・スパブランド「デクレオール」が苦戦いたしました。

セグメント利益（営業利益）は、中国を中心とする成長市場や「bareMinerals」へのマーケティング投資を積極的に行ったことに加え、反日運動の影響により中国における売上高が想定を大きく下回ったことなどにより、前連結会計年度から11,500百万円減少し3,288百万円の損失となりました。

その他

その他の売上高は、フロンティアサイエンス事業と飲食業で堅調な成長を果たした結果、前連結会計年度を上回る9,494百万円（前連結会計年度比6.5%増収）となりました。

（フロンティアサイエンス事業）

フロンティアサイエンス事業では、医薬品や化粧品の原料として販売するヒアルロン酸に加え、美容皮膚研究から生まれた医科向け化粧品「ナビジョン」や更年期障害治療薬「ル・エストロジェル」の好調もあり、前連結会計年度を上回りました。

（その他の事業）

飲食業を展開する「株式会社資生堂パーラー」が、銀座本店をはじめとするレストランに加え、デパートや駅・空港における菓子等の売上増により、好調に推移いたしました。

セグメント利益（営業利益）は、売上高の増加に伴う差益増により、前連結会計年度比42.3%増の1,964百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー	52,599	42,040	10,559
投資活動による キャッシュ・フロー	20,668	25,534	4,866
財務活動による キャッシュ・フロー	35,482	24,745	10,737
現金及び現金同等物 期末残高	82,974	80,253	2,721

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,721百万円減少し、80,253百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失(6,442百万円)、法人税等の支払額(11,697百万円)や運転資金の増加(13,972百万円)があったものの、減価償却費(32,046百万円)、のれん償却額(5,491百万円)、減損損失(29,121百万円)などの非資金費用があったことにより、42,040百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資(29,692百万円)による支出や定期預金の純払い戻し(1,336百万円)による収入などにより、25,534百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い(19,897百万円)や長期借入金の返済(5,994百万円)などにより、24,745百万円の支出となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	増減率(%)
国内化粧品事業	74,295	3.6
グローバル事業	73,665	1.8
その他	2,040	6.1
合計	150,001	2.7

(注) 1 セグメント間取引については相殺消去しておりません。

2 金額は製造原価ベースで記載しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ製品については受注生産を行っておりません。また、OEM(相手先ブランドによる生産)等による受注生産を一部実施しているものの金額は僅少であります。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	増減率(%)
国内化粧品事業	345,882	2.2
グローバル事業	322,349	0.8
その他	9,494	6.5
合計	677,727	0.7

(注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

文中の記載内容のうち、歴史的事実でないものは、有価証券報告書提出日(平成25年6月26日)現在における当社グループの将来に関する見通し及び計画に基づいた将来予測であります。これらの将来予測には、リスクや不確定な要素などの要因が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) 3カ年計画の全体像

当社グループは、“日本をオリジンとし、アジアを代表するグローバルプレイヤー”となることをめざし、“成長軌道に乗る”をテーマとした3カ年計画(平成23年度～平成25年度)を推進しております。この計画では、3カ年平均の売上高成長率6%以上、及び3カ年中の売上高営業利益率10%の達成を目標として掲げてまいりました。しかしながら、日本国内における景気低迷、欧州における景気減速、中国における事業環境の急激な悪化など、計画策定時に想定できなかった環境変化が起きたことから、当初目標として掲げておりました売上高成長率と売上高営業利益率については、現段階においては達成は困難と見通しております。

平成25年度も、“日本をオリジンとし、アジアを代表するグローバルプレイヤー”となることを引き続き目指してまいりますが、今年度は特に、当社ならではの強みを伸ばし、磨き上げていくため「徹底した選択と集中」を進め、力を注ぐ領域を絞り込んでまいります。事業、ビジネスモデル、ブランド、エリア、店頭活動の全てにおいて「強い領域をより強く」「大きな領域をより大きく」「収益性の高い領域でより大きな利益を生み出す」ことで、揺るぎない成長を実現します。特に、「日本」「中国」「ベアエッセンシャルInc.」の3つの領域の建て直しに集中いたします。

さらに、「コスト構造改革」及び「事業構造改革」を着実に推進することに加えて、積年の課題である店頭在庫を溜めない仕組みの構築と、不採算事業・低収益事業の見直しを行ってまいります。

3カ年計画の4つの戦略のうち、グローバルメガブランド戦略では、プレステージ領域でグローバルブランド「SHISEIDO」「クレ・ド・ポー ポーテ」「bareMinerals」、マステージ領域で「Za」「専科」「TSUBAKI」の計6ブランドに対し、店頭施策や小売店との協力体制の強化にマーケティング費用を集中するとともに、今後の成長に向けてブランド価値の磨き直しに注力いたします。

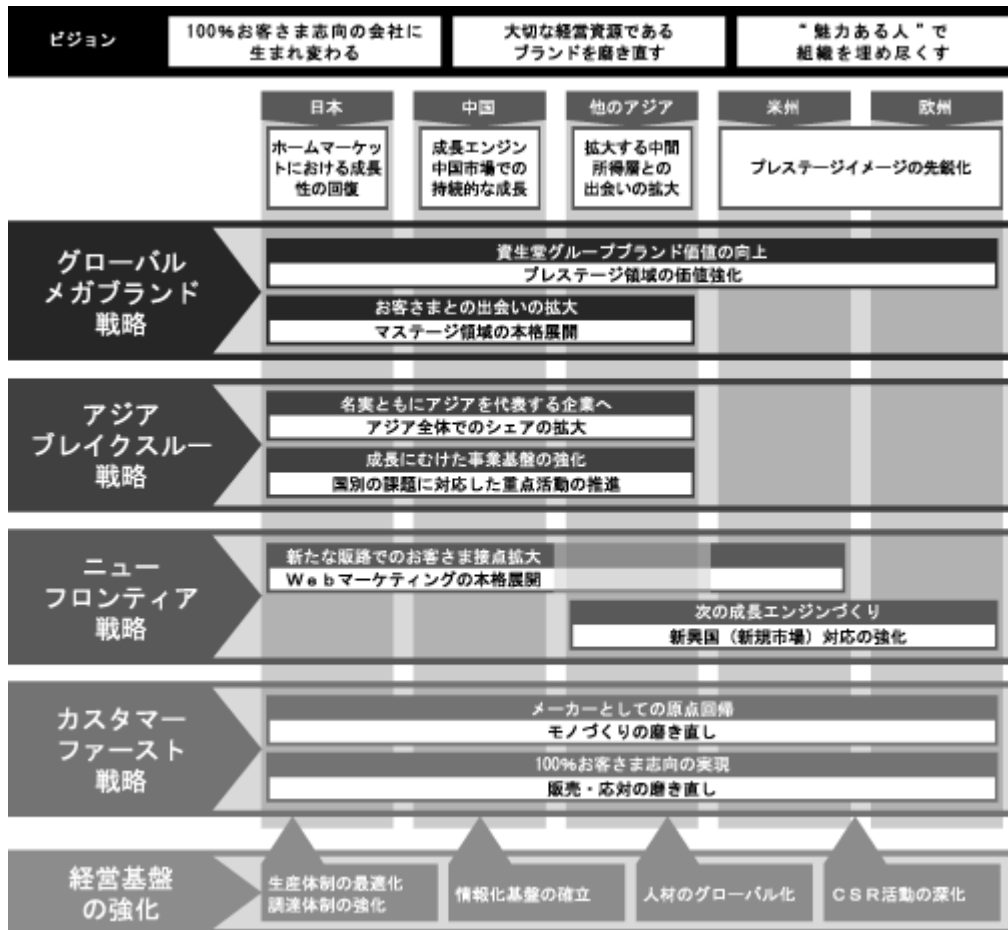
アジアブレイクスルー戦略では、ホームマーケットである日本市場における成長性の回復と、当面は厳しい事業環境が続く中国市場において、着実な成長と高い収益性を実現するための事業基盤づくりに最優先で取り組んでまいります。

ニューフロンティア戦略では、国内での新ビジネスモデルの定着に向け、Webと実在の店舗の連携を強化することで売上の成長性を回復いたします。また、新興国への取り組みは、中国に続く次世代の成長エンジンづくりを最優先に、国とブランドを絞り込みながら効率的に進めてまいります。

カスタマーファースト戦略では、お客さまからの支持率を早期に高めることをめざし、商品やサービスへのお客さまの声の反映と販売対応の磨き直しに注力いたします。

上記のような取り組みを通じて、平成26年に開始する次期3カ年計画に向けた基盤づくりにスピードを上げて取り組んでまいります。

〔 4つの成長戦略と経営基盤の強化のための取り組み 〕



4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項と考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成25年6月26日)現在において当社グループが判断したものでありますが、ここに掲げられている項目に限定されるものではありません。

(1) ブランド「SHISEIDO」の価値の低下

当社グループでは、国内外の事業活動においてブランド「SHISEIDO」を共有し、ブランド価値の向上に努めておりますが、不測の事態によるブランド価値の低下が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) お客さま対応

当社グループは、お客さまとの関係を重視しております。企業理念「Our Mission, Values and Way」の「Our Way」でも、お客さまの満足と信頼が得られるよう行動する旨を明示し、周知徹底を図っております。しかしながら、お客さまの満足や信頼を損なうこととなる不測の事態が生じた場合には、当社グループのブランド価値が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 戦略的投資活動等

当社グループは、中国を含むアジア等の戦略市場への投資、M&A及び新規事業・新規市場への事業拡大等の戦略的投資活動の推進に際して、意思決定のために必要かつ十分な情報収集をした上で検討を実施し、合理的意思決定を行っております。しかしながら、予期し得ない種々の環境変化等により、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 化粧品業界の競争環境

当社グループの属する化粧品業界は、グローバル規模で競争が激しくなっております。成熟した国内市場での限られたシェアをめぐる国内同業他社との競争激化をはじめ、グローバルコンペティターのプレステージ市場での影響力拡大、さらには他業界からの新規参入など競争環境はますます厳しくなっております。また、海外市場でも当社グループが成長戦略の柱として位置付ける中国を含むアジア市場等において、グローバルコンペティターが積極的なM&Aやマーケティング活動を展開し、消費者の認知度を高め市場シェアの拡大を図るなど、競争環境が一層厳しくなっております。

したがって、当社グループがこの競争環境に的確に対処できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外での事業活動

当社グループは平成25年3月末時点で海外89の国と地域(日本を含む)での事業活動を行っており、連結売上高に占める海外売上高比率は年々伸長し、当連結会計年度では44.9%に至っております。海外での事業活動において、予期し得ない経済的・政治的・社会的な突発事態の発生、テロ・戦争・内乱の勃発、新型インフルエンザ等伝染病の流行による社会的・経済的混乱、異常気象や天候不順等が、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、海外売上に関する詳細は、「第5 経理の状況の 1 連結財務諸表等 注記事項 (セグメント情報等)」として開示しております。

(6) 市場リスク

原材料価格

当社グループ製品の原材料は、国際市況の影響を受け、地政学的リスク、新興国の需要増加や投機資金の流入に伴う需給バランス、天候不順、為替レートの変動等に伴い市況価格が変動いたします。当社グループでは、原材料価格の上昇に対する継続的な原価低減活動などにより、その影響を軽減する努力を続けております。しかしながら、予想を超える市況価格の変動が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替

当社グループは、輸出入取引等を行うことに伴う外貨建て決済について、為替レートの変動リスクを負っております。当社グループでは、販売地域に対応する生産体制を築き、輸出入取引のボリュームを抑えること等で為替変動に対するヘッジを行っておりますが、リスクが完全に回避されるわけではありません。また、在外連結子会社及び持分法適用関連会社の現地通貨建ての報告数値は、連結財務諸表作成時に円換算することから、収益が費用を上回っている状況では、外貨に対して円高が進むと経営成績にマイナス影響を与えます。さらに、当社の海外連結子会社及び持分法適用関連会社への投資は、円高が進行すると為替換算調整勘定を通じて自己資本を減少させます。このように不測の為替変動が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

株価

当社グループは、当連結会計年度末時点で時価のある株式を保有しており、株価の変動リスクを負っております。株価の動向次第では評価損益の増減及び減損のリスクがあります。また、当社の企業年金では、年金資産の一部を時価のある株式で運用しており、株価の下落は年金資産の目減りを通じて年金費用を増加させ経営成績にマイナス影響を与えます。このように不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券に関する詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（有価証券関係）」に開示しております。

(7) 市場ニーズへの適合

新製品・新ブランドの開発・育成及びマーケティング活動が市場ニーズに適合しているかどうか当社グループの売上及び利益に大きな影響をもたらします。当社グループでは、市場ニーズに応えるため、魅力的な新製品・新ブランドの開発、マーケティング活動による新製品・新ブランド及び現行主力品・既存ブランドの強化・育成、市場ニーズに応えられなくなった既存品・既存ブランドの撤退を継続的に行っております。しかしながら、当該活動はその性質上、さまざまな要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、研究開発活動に関する詳細は、「第2 事業の状況 6 研究開発活動」に開示しております。

(8) 特定の取引先等

当社グループの主要事業である国内化粧品事業においては、小売・流通チャネルにおいて大きな変化が生じており、この変化に対する当社グループの対応が的確ではなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法規制等に関するリスク

当社グループは、薬事法をはじめとする法規制や、品質に関する基準、環境に関する基準、会計基準や税法等、事業展開している国内外のさまざまな法規制等の適用を受けております。当社グループはコンプライアンス(法令遵守)とCSRに基づく倫理的行動に万全を期しておりますが、今後、これらの法規制等が変更された場合、また予測できない法規制等が新たに設けられた場合には、当社グループの事業活動が制限され、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 重要な訴訟等

当連結会計年度において、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2)その他」に記載している訴訟等を除き、当社グループに重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループが保有する顧客情報や機密情報等の情報資産の保護については、さまざまな対策を講じております。具体的には、「個人情報保護規程」「機密情報管理規程」及び「情報システム管理規程」を定め、これらの遵守を徹底し、お客さまの個人情報を慎重に取り扱い、各種情報資産の保護を行っております。また、個人情報保護を適切に行っている企業の証である「プライバシーマーク(JIS規格)」の認証を取得しており、2年ごとに更新審査を受けております。しかしながら、予期し得ない不正アクセスによる情報漏洩等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 災害・事故等

当社グループでは、大規模な地震の発生など災害・事故発生時の生産・物流及び販売の中断による損失を最小化するため、生産拠点、物流拠点、情報システム及び本社を事業継続の重要拠点と位置付け、事業継続計画(BCP)の構築を行っております。しかしながら、想定を超える災害・事故等の発生により、製造・物流及び販売の中断が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、新たに締結した重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、世界中のお客さまの「美と健康」を実現する画期的な商品、サービスの提供をめざし、神奈川県横浜市のリサーチセンター、東京都品川区のビューティークリエーション研究センターをはじめ、米州(米国)、欧州(フランス)、アジア(中国、タイ)の各拠点にて、研究開発活動を推進しております。その内容は高く評価されており、化粧品科学技術の最も権威ある研究発表会 IFSCC(国際化粧品技術者会連盟)では、平成24年10月に開催された南アフリカ共和国・ヨハネスブルグ大会(IFSCC Conference 2012)において、通算16回目となる最優秀賞を受賞いたしました。これは世界の化粧品メーカーの中で最多受賞回数となります。このように当社の研究開発は世界の化粧品業界をリードするとともに、安心・安全、高品質な商品を創出してきた技術の積み重ねがグローバルで高く評価されております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は13,659百万円(売上比2.0%)であり、各事業別の研究の目的、主要課題、研究成果及び研究開発費は、以下のとおりであります。なお、当金額には基礎研究などの各事業に直接配賦できない費用5,246百万円が含まれております。

<国内化粧品事業>

お客さまに、より美しい肌と美しい生活を実現していただくことを願い、基礎的な皮膚・界面科学の研究から化粧品原料素材の開発、製品の開発・評価、美容法の開発、さらには感性・感覚研究に至るまで幅広い領域にて研究開発を行っております。

当連結会計年度は、多くの女性が抱えている「きちんとした美白ケアをしても残るシミがあるのはなぜか」という意識に応えるべく、継続してきた美白研究の成果を「HAKUメラノフォーカスCR」に応用いたしました。シミができる肌は特有のダメージ状態にあり、メラニンが過剰生成され、メラニンがスムーズに排出されず多量に肌の奥に蓄積されております。資生堂は、メラニンの生成機構について研究を重ね、新たに肌の奥のメラニン生成ルート「アンダーメラニンルート」を発見、肌の奥の働きが乱れることでメラニンが生成されるルートがあり、これがメラニンの持続的な生成につながっていることを見出しました。

メーキャップでは、お客さまの声を徹底的に聞き、「肌を美しく見せたいものの、化粧でカバーしているとは思われたくない」という意識に着目することで、従来の毛穴を埋めて隠すカバー手法ではなく、肌と毛穴とのコントラストを弱めることで毛穴をカバーする新しい「ポアブラリング(毛穴ぼかし)手法」を採用したファンデーションを開発いたしました。これは、素肌と見間違ふほどの薄膜でありながら、ファンデーションに求められる機能「毛穴・色ムラの補正力」「肌色・透明感演出効果」「しっとりなめらかなつき」「化粧もち効果」のすべてを叶えるファンデーションであります。この手法はわずか0.01mmの薄膜なのに、毛穴が見えない新しいファンデーションとして「マキアージュ トゥルーパウダリー UV」に採用しております。

ヘアでは、日本女性を美しい艶髪に導くヘアケアブランド「TSUBAKI(ツバキ)」のイノベーションを、発売以来最大規模で実施いたしました。日本人の髪に多く含まれる毛髪メラニンに着目し、「髪がダメージを受けると生じる毛髪メラニンホール(空洞)が、艶をくすませる原因である」ことを初めて発見いたしました。この空洞を埋める「毛髪メラニンホール補修成分」を配合し、毛髪の内側まで届いた光を美しく反射させ、深みのある理想的な艶をよみがえらせることができます。

当事業に関わる研究開発費は5,389百万円であります。

<グローバル事業>

「ハイ・クオリティ」を追求する海外化粧品に対応するために、当社独自の高度なサイエンスと最先端テクノロジーに立脚した製品の開発を推進しております。

当連結会計年度は、再生医療でも注目されており肌の自己再生力を高める司令塔である真皮幹細胞に着目して研究を進め、加齢で低下する特定の成長因子の産生促進に“イノシトール”が有効であることを発見いたしました。この研究成果をもとに、真皮の再生・修復力を高めることにより肌の自己再生力を高める新たな抗老化スキンケア技術の開発に成功いたしました。

また、頬の垂れ下がりによってできる“ほうれい線”が目立つ人でも、仰向けに寝た状態では目立たないことから、ほうれい線はしわのように固定化した形態ではなく、頬が重力で垂れ下がることによってできる「境界線」であり、“ほうれい線”は年齢との相関が高く、加齢によって深く長くなることも、初めて検証いたしました。さらに、その予防・改善に植物の甜茶から抽出した“テンチャエキス”が有効であることを発見し、抗老化スキンケアブランドに応用いたしました。

当事業に関わる研究開発費は2,790百万円であります。

<その他>

フロンティアサイエンス事業では、医療用医薬品、化粧品・医薬品原料、クロマトグラフィー、美容皮膚科医療などの研究開発を進めております。

クロマトグラフィーの開発では、外部からの積極的な技術導入により、従来シリーズとは異なる充填剤の開発を推進、商品化に向けた基盤技術を確立しております。

当事業に関わる研究開発費は232百万円であります。

その他のトピックスとしては、環境省が主催する「平成24年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰」を受賞いたしました。これは、工場の製造工程に導入した乳液の低エネルギー製造プロセスの開発を評価いただいたものであります。今回受賞した乳液の低エネルギー製造プロセスでは、品質を落とすことなく、これまで加熱・冷却に要していたエネルギーを大幅に削減することができ、従来に比べて約65%のCO₂の削減が可能となりました。本製造法は「ばら園ローズボディーミルク RX」などに採用しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における財政状態及び経営成績の分析は、次のとおりであります。

なお、文中の記載内容のうち、歴史的事実でないものは、有価証券報告書提出日(平成25年6月26日)現在における当社グループの将来に関する見通し及び計画に基づいた将来予測であります。これらの将来予測には、リスクや不確定な要素などの要因が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積もりを必要としております。経営者は、これらの見積もりについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が連結財務諸表における重要な見積もりの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

有形固定資産

当社グループでは、有形固定資産の簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す兆候がある場合には、減損の有無を判定しております。この判定は、事業用資産についてはグルーピングした各事業単位の将来キャッシュ・フローの見積もりに基づいて、遊休資産については個別に比較可能な市場価格に基づいて行っております。経営者は将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積もりは合理的であると考えておりますが、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積もりが変更されることにより、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

のれん、商標権及びその他の無形固定資産

当社グループでは、のれん、商標権及びその他の無形固定資産について、減損の判定を行っております。のれん、商標権及びその他の無形固定資産の公正価値の見積もりや減損判定に当たっては、外部専門家などによる評価を活用しております。公正価値の見積もりは、主に割引キャッシュ・フロー方式により行いますが、この方式では、将来キャッシュ・フロー、割引率など、多くの見積もり・前提を使用しております。これらの見積もり・前提は、減損判定や認識される減損損失計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。経営者は、当該判定における公正価値の見積もりは合理的であると判断しておりますが、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積もりが変更されることにより、公正価値が下落し、減損損失が発生する可能性があります。

有価証券

当社グループでは、その他有価証券のうち、取得原価に比べ時価または実質価額が著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される場合を除き、減損処理を行っております。時価のあるものについては、決算日現在の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には回復可能性はないものと判断し、30%以上50%未満下落した場合には当該有価証券の発行会社の財政状態及び経営成績を勘案し、回復可能性を判断しております。時価のないものについては、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には、回復可能性があるとは判断できる場合を除き、減損処理を行っております。経営者は、回復可能性の判断が適切なものであると判断しておりますが、回復可能性ありと判断している有価証券についても、将来、時価の下落または投資先の財政状態及び経営成績の悪化により、減損損失が発生する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループでは、回収可能性がないと判断される繰延税金資産に対して評価性引当額を設定し、適切な繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は各社、各納税主体で十分な課税所得を計上するか否かによって判断されるため、その評価には、実績情報とともに将来に関する情報が考慮されております。経営者は、当該計上額が適切なものであると判断しておりますが、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化に伴う各社、各納税主体の経営悪化により、繰延税金資産に対する評価性引当額を追加で設定する可能性があります。

退職給付費用及び債務

当社グループの主要な退職給付制度は、日本における企業年金制度及び退職一時金制度であります。従業員の退職給付費用及び債務は、割引率、退職率、死亡率及び年金資産の期待運用収益率等を含む前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件は年に一度見直してあります。割引率と期待運用収益率は、退職給付費用及び債務を決定する上で、重要な前提条件であります。割引率は一定の格付けを有し、安全性の高い長期社債の期末における市場利回りを基礎として決定してあります。期待運用収益率は年金資産の種類毎に期待される収益率の加重平均に基づいて決定してあります。経営者は、これらの前提条件は適切であると考えておりますが、実際の結果との差異や前提条件の変更が将来の退職給付費用及び債務に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当社グループは、“日本をオリジンとし、アジアを代表するグローバルプレイヤー”となることをめざし、前連結会計年度より“成長軌道に乗る”をテーマとした3カ年計画を推進してあります。当連結会計年度は、国内外において、将来の成長に向けてマーケティング費用等を積極的に投入し、「グローバルメガブランド戦略」「アジアブレイクスルー戦略」「ニューフロンティア戦略」「カスタマーファースト戦略」の4つの成長戦略を推進いたしました。また、経営基盤の強化をめざし、「生産体制の最適化」「調達体制の強化」「情報化基盤の確立」「人材のグローバル化」「CSR活動の深化」などに取り組んでまいりました。

しかしながら、国内景気の回復の遅れや欧州や中国での景気減速に加え、成長のエンジンである中国での想定外の事業環境の悪化など、当社をとりまく環境は大きく変化し、高い売上成長は望めない状況となりました。これを受け、“市場と同程度の売上成長でも着実に利益を拡大できる高収益構造”をめざす方向に軌道修正を行いました。国内外ともに既に多くのマーケティング費用が投入済みであったため、厳しい結果となりました。

なお、売上高、営業利益のセグメントの分析については、「1 業績等の概要 (1)業績」に記載してあります。

売上高

売上高は、前連結会計年度に比べ0.7%減収(現地通貨ベースでは0.1%増収)の677,727百万円となりました。国内売上高は前連結会計年度比1.8%減収となり、海外売上高は0.7%の微増(現地通貨ベースでは2.4%増収)にとどまりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

(売上原価)

売上原価は、前連結会計年度に比べ2.3%増加の166,783百万円となりました。売上高に対する比率は前連結会計年度より0.7ポイント上昇し24.6%となりました。これは主に生産数量減による売上高に対する固定費割合の増加や、エリアミックスに加えて、海外事業所の在庫の未実現利益消去額の変動によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ1.0%増加の484,898百万円となりました。売上高に対する比率は、1.2ポイント上昇し71.6%となりました。その内訳は次のとおりであります。

(a) マーケティングコスト

マーケティングコスト(広告費及び売出費)の売上高に対する比率は23.5%と前連結会計年度とほぼ同じ割合となりました。国内ではマーケティングコストの効率化を進めましたが、海外の広告費が増加いたしました。

(b) 人件費

人件費の売上高に対する比率は、0.8ポイント上昇し24.7%となりました。海外の事業拡大に向けて、人員を増員したことが主な要因であります。

(c) 経費

経費(その他の費用)の売上高に対する比率は、0.4ポイント上昇し22.0%となりました。国内は減少したものの、海外で店舗カウンター投資を強化したことによる減価償却費の増加や、業務委託費が増加したことなどが影響いたしました。

(d) M & A 関連償却費

M & A 関連償却費の売上高に対する比率は、1.4%と前連結会計年度とほぼ同じ割合となりました。

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は前連結会計年度に比べ6.9%減少の13,659百万円となり、売上高に対する比率は2.0%となりました。なお、研究開発活動についての詳細は、「6 研究開発活動」として開示しております。

営業利益

営業利益は、全社をあげてコスト構造改革に取り組み、さらに費用の効率運用につとめたものの、海外でマーケティング費用の積極投入を行ったなか、反日運動の影響により中国における売上が伸び悩んだことに加え、国内売上の減少による差益減などにより、前連結会計年度比33.4%減益の26,045百万円となりました。売上高営業利益率は1.9ポイント悪化の3.8%となりました。

営業外損益

営業外損益は、主に年度末に主要通貨に対して円安が進行したことに伴う為替差益の影響により、前連結会計年度の307百万円の収益から2,360百万円の収益となりました。

経常利益

経常利益は、前連結会計年度に比べ28.0%減益の28,406百万円となりました。

特別損益

特別損益は、前連結会計年度の495百万円の損失から34,848百万円と損失が拡大いたしました。平成22年3月に買収を完了し当社の子会社とした米国の化粧品会社「ベアエッセンシャルInc.」に係るのれんの減損損失28,587百万円や生産・研究開発拠点の再編に伴う構造改革費用5,745百万円を計上したことが主な要因であります。

税金等調整前当期純利益(損失)

税金等調整前当期純利益(損失)は、前連結会計年度の38,947百万円の利益に対し6,442百万円の損失となりました。

法人税等(法人税等調整額を含む)

法人税等は、当連結会計年度において、課税所得が前連結会計年度より増加したものの、税率の変動要因となる未実現利益消去に対する税効果調整の打ち切り額が減少し、前連結会計年度に比べ71.4%減少の6,269百万円となりました。

少数株主利益

少数株主利益は、前連結会計年度に比べ22.4%減少の1,973百万円となりました。

当期純利益(損失)

当期純利益(損失)は、前連結会計年度の14,515百万円の当期純利益に対し14,685百万円の当期純損失となりました。

1株当たり当期純利益(損失)は、前連結会計年度の36.47円の利益に対し、36.90円の損失となりました。

なお、ROE(自己資本利益率)については、前連結会計年度の4.9%に対し 5.1%となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「4 事業等のリスク」として開示しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「1 業績等の概要」及び「3 対処すべき課題」として開示しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金調達と流動性マネジメント

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保、流動性の維持、並びに健全な財政状態を常にめざし、安定的な営業キャッシュ・フローの創出、幅広い資金調達手段の確保に努めております。成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資・投融資資金は、主に手元のキャッシュと営業活動からのキャッシュ・フローに加え、借入や社債発行により調達しております。

手元流動性については、連結売上高の1.5ヵ月程度をひとつの目安としております。当連結会計年度末の現金及び預金、有価証券の総額は91,264百万円となり、手元流動性は連結売上高の1.6ヵ月分となりました。

一方、当連結会計年度末現在の有利子負債残高は、主に「ベアエッセンシャルInc.」買収に係る資金調達により184,669百万円となっております。国内普通社債の発行登録枠の未使用枠1,200億円、当社及び欧米子会社2社を発行体とするプログラム型シンジケート・ローンの未使用枠3.0億米ドル、並びに米国子会社のCPプログラムの未使用枠0.9億米ドルなどを有し、資金調達手段は分散化されております。

当連結会計年度末現在において、当社グループの流動性は十分な水準にあり、資金調達手段は分散されていることから、財務の柔軟性は高いと考えております。

格付け

当社グループは、流動性及び資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、一定水準の格付けの維持が必要であると考えております。当社グループは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行うため、ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S & P」という。)の2社より格付けを取得しております。

平成25年5月31日現在の債券格付けの状況(長期/短期)は以下のとおりであります。

	ムーディーズ	S & P
長期	A 2 (見通し: ネガティブ)	A - (見通し: 安定的)
短期	P - 1	A - 2

資産及び負債・純資産

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ0.7%減少の715,377百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ5.5%増加の332,681百万円となりました。

固定資産は、「ベアエッセンシャルInc.」ののれんの減損損失や事業構造改革に伴う有形固定資産の減損損失を計上したことなどにより、前連結会計年度末に比べ5.6%減少の382,696百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1.3%減少の411,643百万円となりました。

有利子負債の詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結附属明細表」に記載しております。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、303,734百万円と前連結会計年度とほぼ同程度となりました。

1株当たり純資産額は、前連結会計年度末に比べて7.47円減少し722.42円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末の40.3%から0.1ポイント低下し40.2%となりました。

キャッシュ・フローについては、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(キャッシュ・フロー指標の推移)

	平成21年 3月期 第109期	平成22年 3月期 第110期	平成23年 3月期 第111期	平成24年 3月期 第112期	平成25年 3月期 第113期
自己資本比率(%)	55.6	44.9	41.6	40.3	40.2
時価ベースの自己資本比率(%)	95.0	104.1	77.5	78.9	73.8
債務償還年数(年)	1.5	3.1	2.9	3.5	4.4
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	23.6	45.4	32.8	27.3	22.5

(注) 1 自己資本比率 : (純資産の部合計 - 新株予約権 - 少数株主持分) / 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産

債務償還年数 : 有利子負債 / 営業活動によるキャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業活動によるキャッシュ・フロー / 利払い

2 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

3 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

4 有利子負債は、連結貸借対照表上に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の「利息の支払額」を使用しております。

5 当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理してまいりましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、第112期より取得時費用処理に変更しました。当該会計処理の変更は遡及適用され、第111期の連結財務諸表について遡及処理しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

平成25年度も、「グローバルメガブランド戦略」「アジアブレイクスルー戦略」「ニューフロンティア戦略」「カスタマーファースト戦略」の4つの成長戦略と、これらを支える経営基盤の強化に向けた4つの取り組みについては、その基軸は変更せず、それぞれの中で「継続強化するもの」「見直しするもの」「一旦凍結・中止するもの」を明確にしながら成長への道筋を見直してまいります。当社グループならではの強みを伸ばし磨き上げていくために選択と集中を進め、力を注ぐ領域を絞り込んでまいります。事業、ビジネスモデル、ブランド、エリア、店頭活動の全てにおいて“強い領域をより強く”“大きな領域をより大きく”“収益性の高い領域でより大きな利益を生み出す”ことで成長を実現し、特に、ホームマーケットである日本、大きな成長が期待される中国及び「ベアエッセンシャルInc.」の3つの領域の建て直しに集中してまいります。さらに、コスト構造改革と事業構造改革の着実な推進に加えて、積年の課題である店頭在庫を溜めない仕組みの構築や不採算事業・低収益事業の見直しを行ってまいります。

なお、取り組みの詳細は、「3 対処すべき課題」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 設備投資

当社グループでは、当連結会計年度において、国内では既存設備の改修・更新を、海外では市場成長を上回る売上成長のための店舗カウンター投資を中心に28,298百万円の設備投資(注)を実施しました。なお、報告セグメントの内訳は以下のとおりであります。

国内化粧品事業	12,908百万円
グローバル事業	15,169 "
その他	220 "
合計	<hr/> 28,298 "

(国内化粧品事業)

国内化粧品事業では、国内工場の生産能力の維持・合理化や店舗カウンター・什器の設置・改装に加え、資生堂-銀座未来計画(銀座地区の社屋の建替等)などに12,908百万円の設備投資を行いました。

(グローバル事業)

グローバル事業では、最重点市場である中国で積極展開をしているチャネル別ブランドマーケティングのための店舗カウンターや、米国ダブリンインダストリーズInc.における太陽光発電設備などに15,169百万円の設備投資を行いました。

(注) 有形固定資産の他、無形固定資産(のれんを除く。)、長期前払費用への投資。金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 除却等

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備の状況は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成25年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都港区他)	各事業	オフィス 設備	6,516	114	10,213 (40)	2,069	17,021	35,936	2,142
リサーチセンター (神奈川県横浜市 都筑区、金沢区)	各事業	研究開発 設備	2,912	12	5,891 (35)	39	648	9,503	580
鎌倉工場 (神奈川県鎌倉市)	国内化粧品 事業	生産設備	81	276	492 (34)		77	928	275
掛川工場 (静岡県掛川市)	国内化粧品 事業	生産設備	3,394	981	903 (202)	549	202	6,032	324
大阪工場 (大阪府大阪市 東淀川区)	国内化粧品 事業	生産設備	1,134	879	2,488 (36)	22	164	4,689	319
久喜工場 (埼玉県久喜市)	国内化粧品 事業	生産設備	2,532	1,047	2,263 (98)	15	175	6,034	314

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産(のれん、商標権及びリース資産を除く。)及び長期前払費用の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2 現在休止中の主要な設備はありません。
3 主要な賃借設備はありません。
4 リサーチセンター、鎌倉工場において、構造改革の一環として固定資産の減損処理を行っております。

(2) 国内子会社

(平成25年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
資生堂販売(株)	本店他9支社 9営業本部 (東京都港区他)	国内 化粧品 事業	オフィス 設備、 店舗設備	6,517	3	4,456 (51)	56	8,564	19,598	8,540
株資生堂パー ラー	銀座本店 (東京都中央区)	その他	店舗設備	2,776	30	1,792 (1)	33	131	4,764	337
匿名組合セラ ン	汐留オフィス (東京都港区)	その他	オフィス 設備	15,308	1	() [4]		0	15,310	

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産(のれん、商標権及びリース資産を除く。)及び長期前払費用の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2 現在休止中の主要な設備はありません。
3 主要な賃借設備はありません。
4 土地を賃借しております。年間賃借料は、匿名組合セラ392百万円であります。賃借している土地の面積については〔 〕で外書きしております。

(3) 在外子会社

(平成25年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
資生堂ベトナム Inc.	ベトナム工場 (ベトナム、ドン ナイ)	国内 化粧品 事業	生産設備	748	755	() 〔100〕		585	2,089	333
資生堂アメリカ Inc.	イーストウィン ザー工場 (アメリカ、 ニュージャ ージー)	グロ ー バル 事業	生産設備	1,679	295	202 (168)		24	2,201	121
ダブリン インダ ストリーズ Inc.	本社工場 (アメリカ、 ニュージャ ージー)	グロ ー バル 事業	生産設備	558	277	99 (49)			935	163
ヘアエッセ ンシャルInc.	本社 (アメリカ、サン フランシスコ)	グロ ー バル 事業	店舗設備	3,890	372	()	0	31,599	35,863	1,808
ゾートス イン ターナショナル Inc.	ジェニーバ工場 (アメリカ、 ニューヨーク)	グロ ー バル 事業	生産設備	1,692	2,237	324 (132)		560	4,815	667
資生堂インター ナショナルフラン スS.A.S.	ジアン工場 (フランス、ジ アン)、 バル・ド・ロ ワール工場 (フランス、オル ム)	グロ ー バル 事業	生産設備	1,270	716	199 (340)		125	2,311	538
ラボラトワール デクレオールS. A.S.	本社工場 (フランス、アル ジャントウイユ)	グロ ー バル 事業	生産設備		145	() 〔7〕		202	348	255
資生堂(中国)投 資有限公司	本社 (中国、上海)	グロ ー バル 事業	店舗設備			()	0	8,072	8,073	3,474
上海卓多姿中 信化粧品有限公 司	上海工場 (中国、上海)	グロ ー バル 事業	生産設備	1,467	1,613	() 〔67〕		1,333	4,414	364
資生堂麗源化 粧品有限公司	本社、北京工場 (中国、北京)	グロ ー バル 事業	店舗設備 生産設備	425	871	() 〔32〕		2,441	3,738	4,261
台湾資生堂股 份有限公司	中?工場 (台湾、中?)、 新竹工場 (台湾、新竹)	グロ ー バル 事業	生産設備	714	203	1,551 (65)		698	3,167	286

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産(のれん、商標権及びリース資産を除く。)及び長期前払費用の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 主要な賃借設備はありません。

4 土地を賃借しております。年間賃借料は、ラボラトワールデクレオールS.A.S.53百万円、上海卓多姿中信化粧品有限公司16百万円、資生堂麗源化粧品有限公司7百万円、資生堂ベトナムInc. 6百万円であります。賃借している土地の面積については〔 〕で外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)の重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

(1) 新設、改修等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等に係る設備投資計画(注)は、33,300百万円であり、その所要資金については、自己資金及び社債・借入金でまかなう予定です。

その主な内容は以下のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資の主な目的	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法
本社 (東京都港区 他)	各事業	オフィス 設備	オフィス設備	7,400	自己資金及び 社債・借入金
リサーチセンター (神奈川県横浜市 都筑区)	各事業	研究開発 設備	研究開発設備の維持 及び合理化	700	自己資金及び 社債・借入金
鎌倉工場 (神奈川県鎌倉市) 掛川工場 (静岡県掛川市) 大阪工場 (大阪府大阪市東淀川区) 久喜工場 (埼玉県久喜市)	国内化粧品事業	生産設備	生産能力の維持 及び合理化	3,000	自己資金及び 社債・借入金

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資の主な目的	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法
資生堂販売(株)	本店他9支社 9営業本部 (東京都港区他)	国内化粧品 事業	店舗設備他	マーケティング 投資	3,500	自己資金

在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資の主な目的	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法
資生堂ベトナムInc.	ベトナム工場 (ベトナム、ドンナイ)	国内化粧品 事業	生産設備	生産能力の維持及び合理化	1,100	自己資金及び借入金
ヘアエッセンシャルInc.	本社 (アメリカ、サンフランシスコ)	グローバル 事業	店舗設備	マーケティング投資	3,000	自己資金
ゾートス インターナショナルInc.	ジェニーバ工場 (アメリカ、ニューヨーク)	グローバル 事業	生産設備	生産能力の維持及び合理化	800	自己資金及び借入金
資生堂(中国)投資有限公司	本社 (中国、上海)	グローバル 事業	店舗設備	マーケティング投資	2,000	自己資金及び借入金
上海卓多姿中信化粧品有限公司	上海工場 (中国、上海)	グローバル 事業	生産設備	生産能力の維持及び合理化	1,600	自己資金及び借入金
資生堂麗源化粧品有限公司	本社、北京工場 (中国、北京)	グローバル 事業	店舗設備 生産設備	マーケティング投資並びに生産能力の維持及び合理化	1,600	自己資金

(注) 有形固定資産の他、無形固定資産(のれんを除く。)、長期前払費用への投資計画、金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 除却等

当連結会計年度において、「生産・研究開発拠点の再編」に伴い、リサーチセンター(金沢八景)および鎌倉工場の閉鎖を決定しました。その内容は以下のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	閉鎖時期	帳簿価額 (百万円)
リサーチセンター (神奈川県横浜市金沢区)	各事業	研究開発設備	平成25年9月	1,124
鎌倉工場 (神奈川県鎌倉市)	国内化粧品事業	生産設備	平成27年3月	928

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000,000	400,000,000	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に制限のない標準と なる株式 単元株式数は100株でありま す。
計	400,000,000	400,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行しております。
第3回新株予約権(平成15年6月27日定時株主総会決議、同年7月31日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	97(注)1	59(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,000(注)2	59,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,287(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,287 資本組入額 644	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第103回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第6回新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議、同年7月26日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	455(注)1	433(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	455,000(注)2	433,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,427(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,427 資本組入額 714	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第104回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第10回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年7月28日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	246(注) 1	246(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	246,000(注) 2	246,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,481(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,481 資本組入額 741	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

[次へ](#)

当社は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、新株予約権を発行しております。
第16回新株予約権(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	67(注)1	67(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000(注)2	67,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

[次へ](#)

第17回新株予約権(平成18年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	74(注)1	74(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,000(注)2	74,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

[前へ](#) [次へ](#)

第20回新株予約権(平成19年6月26日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	81(注)1	81(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,000(注)2	81,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第21回新株予約権(平成19年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	78(注)1	78(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000(注)2	78,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第22回新株予約権(平成20年6月25日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	18(注)1	18(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000(注)2	18,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,382(注)4 資本組入額 1,191	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,381円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第23回新株予約権(平成20年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	21(注)1	21(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000(注)2	21,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,382(注)4 資本組入額 1,191	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,381円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第24回新株予約権(平成21年6月24日定時株主総会決議及び同年7月30日取締役会決議、同年8月28日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	637(注)1	637(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,700(注)2	63,700(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,469(注)4 資本組入額 735	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,468円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第25回新株予約権(平成21年7月30日取締役会決議、同年8月28日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	441(注)1	394(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,100(注)2	39,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,469(注)4 資本組入額 735	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,468円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第26回新株予約権(平成22年6月25日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	591(注)1	591(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,100(注)2	59,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,758(注)4 資本組入額 879	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割り当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第27回新株予約権(平成22年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	468(注)1	468(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,800(注)2	46,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,758(注)4 資本組入額 879	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第28回新株予約権(平成23年6月24日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	908(注)1	908(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,800(注)2	90,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成38年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,295(注)4 資本組入額 648	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,294円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第29回新株予約権(平成23年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	636(注)1	636(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,600(注)2	63,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成38年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,295(注)4 資本組入額 648	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,294円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第30回新株予約権(平成24年6月26日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,086(注)1	1,086(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,600(注)2	108,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月1日～平成39年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,002(注)4 資本組入額 501	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,001円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

第31回新株予約権(平成24年7月31日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,004(注)1	1,004(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,400(注)2	100,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月1日～平成39年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,002(注)4 資本組入額 501	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
4 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,001円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算している。

[前へ](#)

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日		410,000		64,506		70,258
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日		410,000		64,506		70,258
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)	10,000	400,000		64,506		70,258
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日		400,000		64,506		70,258
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日		400,000		64,506		70,258

(注) 平成22年5月21日に自己株式10,000千株を消却しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(名)		169	45	780	448	82	85,923	87,447	
所有株式数 (単元)		1,627,936	127,356	209,445	864,143	815	1,165,758	3,995,453	454,700
所有株式数 の割合(%)		40.74	3.19	5.24	21.63	0.02	29.18	100.00	

(注) 1 自己株式1,967,234株は「個人その他」の欄に19,672単元、「単元未満株式の状況」の欄に34株含まれております。なお、1,967,234株は、株主名簿上の株式数であり、平成25年3月31日現在の実質保有数は、1,960,234株であります。

2 「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、1単元含まれております。

3 平成25年3月31日現在の当社の株主数は、単元未満株式のみ所有の株主も含め89,700名であります。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都港区浜松町二丁目11番3号	28,702	7.17
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)(注)2	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	23,526	5.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,973	3.99
資生堂従業員自社株投資会	東京都中央区銀座七丁目5番5号	10,350	2.58
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	8,477	2.11
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	8,000	2.00
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	7,685	1.92
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	7,019	1.75
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	6,079	1.51
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)(注)3	101 BARCLAY STREET ADR DEPT 22 WEST NEW YORK, NY10286 USA. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	5,839	1.45
計		121,653	30.41

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

2 上記大株主における株式会社みずほ銀行の平成25年3月31日現在の所有株式数23,526千株には、同社を名義人とした13,526千株のほか、「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」を名義人とした、同社の退職給付信託10,000千株(議決権留保型6,000千株、議決権放棄型4,000千株)を含めております。

なお、株式会社みずほ銀行から、平成22年9月24日付で共同保有者合計33,433千株(持株比率8.35%)を保有しており、そのうち23,338千株(同5.83%、退職給付信託10,000千株(議決権留保型6,000千株、議決権放棄型4,000千株を含む))を株式会社みずほ銀行が保有している旨の大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けております。

3 ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズは、ADR(米国預託証券)の預託銀行であるバンク オブ ニューヨーク メロンの株式名義人であり、

4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成23年4月18日付で共同保有者合計で26,236千株(持株比率6.55%)を保有しており、そのうち21,838千株(同5.45%)を三菱UFJ信託銀行株式会社が保有している旨の大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

5 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成24年4月18日付で共同保有者合計で21,192千株(持株比率5.29%)を保有しており、そのうち16,541千株(同4.13%)を三井住友信託銀行株式会社が保有している旨の大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,960,200		権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 397,578,100	3,975,781	同上
単元未満株式(注)2	普通株式 454,700		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	400,000,000		
総株主の議決権		3,975,781	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。
2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式34株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社資生堂	東京都中央区銀座 七丁目5番5号	1,960,200		1,960,200	0.49
計		1,960,200		1,960,200	0.49

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が7,000株(議決権70個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社及び関連グループ会社の取締役、執行役員、従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプション制度

平成15年度ストックオプション(平成15年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	878,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度ストックオプション(平成16年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,004,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度ストックオプション(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	261,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法第236条及び第238条の規定に基づくストックオプション制度

平成18年度ストックオプション(平成18年6月29日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議)

決議年月日	平成18年6月29日及び同年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	141,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成19年度ストックオプション(平成19年6月26日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議)

決議年月日	平成19年6月26日及び同年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	159,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成20年度ストックオプション(平成20年6月25日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月25日及び同年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 6名 当社執行役員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	86,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成21年度ストックオプション(平成21年6月24日定時株主総会決議及び同年7月30日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月24日及び同年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 8名 当社執行役員 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	134,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成22年度ストックオプション(平成22年6月25日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議)

決議年月日	平成22年6月25日及び同年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 6名 当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	105,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成23年度ストックオプション(平成23年6月24日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議)

決議年月日	平成23年6月24日及び同年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 5名 当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	154,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成24年度ストックオプション(平成24年6月26日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議)

決議年月日	平成24年6月26日及び同年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 5名 当社執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	209,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成25年度ストックオプション(平成25年6月25日定時株主総会決議)

決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役を対象とするストックオプション 当社取締役 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	100,000株以内、年額66百万円を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年8月1日～平成40年7月31日
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株である。なお、当社が株式の分割(当社の無償割当を含む。)または株式の併合を行う場合のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定める。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,911	2,243,718
当期間における取得自己株式	182	260,851

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求による譲渡)	901	1,700,165	57	107,529
その他(ストックオプションの権利行使による譲渡)	43,100	81,315,083	64,700	122,055,010
保有自己株式数	1,960,234		1,895,659	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得、単元未満株式の買増請求及びストックオプションの権利行使による譲渡は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への直接的な利益還元と中長期的な株価上昇による「株式トータルリターンの実現」をめざしております。この考え方に基づき、成長のための戦略投資をドライバーとして利益の拡大と資本効率の向上を図り、それらの中長期的な配当の増加と株価上昇につなげていくことを基本方針としております。利益還元の目標として、当社は中期的に連結配当性向40%を目安としております。この目標をベースとしつつ、安定性も重視した現金配当を主体としながら、自己株式取得については機動的に行う方針としております。また、機動的に随時実施する自己株式取得という不確定要素を外して還元の確実性を高めるため、利益還元の数値目標を連結配当性向としております。

(配当)

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当と期末配当の年2回の配当としております。これらの配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当事業年度(第113期)の剰余金の配当については、年間配当を1株当たり50円(中間配当25円、期末配当25円)といたしました。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成24年10月31日 取締役会	9,949	25.0
平成25年6月25日 定時株主総会	9,950	25.0

(注) 当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(連結配当性向)

当連結会計年度の連結配当性向は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第109期	第110期	第111期	第112期	第113期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	2,745	2,100	2,056	1,558	1,449
最低(円)	1,233	1,401	1,340	1,320	938

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年 10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月
最高(円)	1,049	1,198	1,225	1,287	1,265	1,372
最低(円)	938	1,006	1,117	1,191	1,130	1,202

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長 兼 執行役員 社長	CEO、 取締役会 議長	前田 新造	昭和22年2月25日生	昭和45年4月 当社入社 平成8年6月 当社マーケティング本部 化粧品 企画部長 平成9年6月 当社国際事業本部 国際事業1部 長兼マーケティング開発室長 平成9年12月 当社国際事業本部 アジアパシ フィック地域本部長 平成12年1月 当社コスメニティー価値創造セン ター 海外セルフ営業部長 平成13年4月 当社化粧品事業戦略本部 推販部 長 平成15年1月 当社経営企画室長 平成15年6月 当社取締役 当社執行役員 平成17年6月 当社代表取締役(現) 当社執行役員社長 平成23年4月 当社会長(現) 平成25年4月 当社執行役員社長(現) 当社CSR委員会委員長(現)	(注)3	97,200
代表取締役 執行役員 専務	グロ ー パ ル 事 業 (国 際 事 業 、 中 国 事 業 、 プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル 事 業) 、 米 州 担 当 国 際 事 業 部 長	カーステン・ フィッシャー	昭和37年9月7日生	昭和54年10月 シュワルツコフ 入社 平成8年3月 シュワルツコフ(株) 代表取締役社 長 平成11年1月 ウエラジャパン(株) 代表取締役社 長 平成15年7月 ウエラAG エクゼクティブ・バイ スプレジデント 平成16年7月 ザ プロクター アンド ギャンプ ル カンパニー コーポレート・オフィサー プロフェッショナル・ケア・プレ ジデント 平成18年10月 当社常勤顧問 平成19年1月 当社執行役員常務 当社国際事業担当(現) 当社国際事業部長(現) 平成19年10月 当社プロフェッショナル事業担当 (現) 平成20年4月 当社プロフェッショナル事業部長 当社中国事業担当(現) 平成20年6月 当社取締役 平成22年4月 当社執行役員専務(現) 平成23年4月 当社米州担当(現) 資生堂アメリカズCorp. 会長兼 CEO(現) 資生堂アメリカInc. 会長兼 CEO(現) ゾートスイインターナショナルInc. 会長兼CEO(現) 平成24年4月 当社代表取締役(現)	(注)3	20,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 常務	アジアブレイクスルー戦略推進担当 中国事業部長 アジアパシフィック営業部長	岡澤 雄	昭和32年5月18日生	昭和56年4月 平成13年12月 平成18年1月 平成19年1月 平成19年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成24年4月 平成24年6月 平成24年8月 平成24年9月 平成25年6月	当社入社 資生堂ドイチュラントGmbH 取締役社長 当社国際事業部 欧州部長 兼 ロシア戦略室長 当社国際事業部 欧州部長 当社国際事業部 グローバル営業部長 当社国際営業部長 当社執行役員 当社執行役員常務(現) 当社アジアブレイクスルー戦略推進担当(現) 当社中国事業部長(現) 当社アジアパシフィック営業部長(現) 上海卓多姿中信化粧品有限公司 董事長(現) 資生堂(中国)投資有限公司 董事長(現) 資生堂麗源化粧品有限公司 董事長(現) 当社取締役(現)	(注)3	4,700
取締役 執行役員 常務	国内化粧品事業 事業戦略領域担当	坂井 透	昭和31年10月16日生	昭和57年4月 平成20年4月 平成22年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年6月	当社入社 当社購買部長 当社執行役員 当社生産・購買・ロジスティクス担当 当社経営企画部長 当社執行役員常務(現) 当社国内化粧品事業 事業戦略領域担当(現) 当社取締役(現)	(注)3	1,500
取締役 執行役員 常務	国内化粧品事業 担当 国内化粧品事業部長	高森 竜臣	昭和27年7月7日生	昭和50年4月 平成14年4月 平成15年7月 平成16年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年4月 平成24年4月	当社入社 当社海外セルフ事業部長 当社国際営業本部 東アジア事業部長 当社国際事業部 中国戦略部長 当社中国事業部長 当社執行役員 当社国内化粧品事業 事業戦略・マーケティング領域担当 当社取締役(現) 当社執行役員常務(現) 当社国内化粧品事業担当(現) 当社クレ・ド・ポー ボーテ グローバルユニット担当 当社ヘルスケア事業担当 当社国内化粧品事業部長(現) 当社国内化粧品事業 事業戦略領域担当	(注)3	5,234
取締役 執行役員	最高財務責任者 財務、IR、情報企画担当、内部統制担当	西村 義典	昭和30年6月28日生	昭和54年4月 平成17年4月 平成20年10月 平成21年4月 平成23年4月 平成24年6月	当社入社 当社財務部長 当社経営企画部 部長 財務戦略グループリーダー 兼 資生堂ビジネスソリューション(株) 財務部長 資生堂ドイチュラントGmbH 取締役社長 当社執行役員 最高財務責任者(現) 当社財務、IR、情報企画担当(現) 当社内部統制担当(現) 当社取締役(現)	(注)3	4,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役		岩田 彰一郎	昭和25年8月14日生	昭和48年3月 昭和61年3月 平成4年5月 平成7年11月 平成9年3月 平成12年5月 平成18年6月	ライオン油脂(株)(現商号、ライオン(株))入社 プラス(株)入社 同社商品開発本部部長代理 同社営業本部アスクル事業推進室室長 同社アスクル事業部部長 アスクル(株)代表取締役社長(現) 同社CEO(現) 当社社外取締役(現) 当社役員報酬諮問委員会委員長(現)	(注)3	12,300
社外取締役		永井 多恵子	昭和13年1月30日生	昭和35年4月 平成2年6月 平成5年6月 平成7年1月 平成9年4月 平成17年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成25年6月	日本放送協会入局 同協会 浦和放送局長 同協会 解説主幹 同協会 退職 世田谷コミュニティ振興交流財団常務理事 日本放送協会 副会長 社団法人国際演劇協会 会長(現) 公益財団法人せたがや文化財団副理事長 三井化学株式会社 社外取締役(現) 当社社外取締役(現) 公益財団法人せたがや文化財団理事長(現)	(注)3	2,500
社外取締役		上村 達男	昭和23年4月19日生	昭和52年4月 昭和54年4月 昭和56年4月 昭和61年4月 平成2年4月 平成9年4月 平成15年10月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年9月 平成20年7月 平成24年3月	北九州大学法学部 専任講師 同大学法学部 助教授 専修大学法学部 助教授 同大学法学部 教授 立教大学法学部 教授 早稲田大学法学部 教授(現) 同大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所 所長 同大学大学院法務研究科 教授 (株)ジャスダック証券取引所 社外取締役 当社社外取締役(現) 当社役員指名諮問委員会委員長(現) 同大学 法学学術院長・法学部長 同大学 グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所 所長(現) 日本放送協会 経営委員(現) 同 監査委員(現)	(注)3	2,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 〔常勤〕		高山 靖子	昭和33年3月8日生	昭和55年4月 当社入社 平成18年4月 当社お客さまセンター所長 平成20年10月 当社コンシューマーリレーション部長 平成21年4月 当社お客さま・社会リレーション部長 平成22年4月 当社CSR部長 平成23年4月 当社総務部秘書室付部長 平成23年6月 当社監査役〔常勤〕(現)	(注) 4	4,200
監査役 〔常勤〕		米山 俊夫	昭和26年9月26日生	昭和53年4月 当社入社 平成元年8月 当社経営企画部経営企画室 平成5年6月 当社経営企画部課長 平成7年6月 当社化粧品開発1部課長 平成11年12月 当社R&D戦略室 ファインケミカル営業部長 平成12年6月 当社ファインケミカル事業部長 資生堂医理化学テクノロジー(株) 代表取締役社長 平成16年4月 当社化粧品事業部 商品開発部長 平成17年4月 当社ビューティーサイエンス研究所長 平成18年4月 当社執行役員 製品開発・ソフト開発担当 平成20年4月 ヘルスケア事業・フロンティアサイエンス事業担当 当社ヘルスケア事業部長 資生堂ビューティーフーズ(株) 代表取締役社長 平成22年4月 当社常勤顧問 平成22年6月 当社監査役〔常勤〕(現)	(注) 5	9,964
社外監査役 〔非常勤〕		原田 明夫	昭和14年11月3日生	昭和40年4月 東京地方検察庁 検事 昭和50年7月 在米国日本国大使館 一等書記官 昭和63年4月 法務大臣官房 人事課長 平成4年4月 盛岡地方検察庁 検事正 平成5年12月 法務大臣官房長 平成8年1月 法務省 刑事局長 平成10年6月 法務事務次官 平成11年12月 東京高等検察庁 検事長 平成13年7月 検事総長 平成16年10月 弁護士(現) 平成17年5月 財団法人国際民商事法センター 理事長 平成17年6月 当社社外監査役〔非常勤〕(現) セイコーホールディングス(株) 社外取締役(現) 住友商事(株) 社外監査役 平成17年7月 学校法人東京女子大学 理事長 平成18年6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役 平成19年11月 財団法人日本刑事政策研究会 理事長 平成21年10月 日本郵政(株) 社外取締役 (株)企業再生支援機構 社外監査役 (株)企業再生支援機構 社外取締役 平成23年1月 公益財団法人東京大学学生キリスト教青年会 代表理事(現) 平成24年4月 一般財団法人日本刑事政策研究会 代表理事(現) 公益財団法人国際民商事法センター 代表理事(現) 平成25年4月 住友商事(株) 社外取締役(現)	(注) 6	3,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外監査役 〔非常勤〕		大塚 宣夫	昭和17年1月10日生	昭和42年5月 昭和43年5月 昭和55年2月 昭和63年11月 平成13年2月 平成19年6月 平成22年4月	慶應義塾大学精神神経科学教室 助手 財団法人井之頭病院入職 青梅慶友病院 病院長 医療法人社団慶成会 理事長兼院 長 同医療法人社団 理事長専任 当社社外監査役〔非常勤〕(現) 医療法人社団慶成会 会長 (現)	(注) 4	21,600
社外監査役 〔非常勤〕		辻山 栄子	昭和22年12月11日生	昭和52年4月 昭和57年1月 昭和60年4月 平成5年9月 平成5年12月 平成8年4月 平成13年7月 平成15年4月 平成20年6月 平成22年6月 平成22年9月 平成23年5月 平成23年6月 平成24年6月	茨城大学人文学部 専任講師 米国 コロンビア大学 ビジネス・スクール客員研究員 武蔵大学経済学部 助教授 英国 ケンブリッジ大学 客員研究 員 東京大学 博士(経済学) 武蔵大学 経済学部長 米国 財務会計基準審議会(FASB) 国際客員フェロー 早稲田大学商学部・大学院商学研 究科 教授(現) 三菱商事(株) 社外監査役(現) オリックス(株) 社外取締役(現) 早稲田大学大学院商学研究科長 (株)ローソン 社外監査役(現) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 社 外監査役(現) 当社社外監査役〔非常勤〕(現)	(注) 7	600
計							190,698

- (注) 1 岩田彰一郎氏、永井多恵子氏及び上村達男氏は、社外取締役であります。
2 原田明夫氏、大塚宣夫氏及び辻山栄子氏は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
であります。
4 監査役高山靖子氏及び大塚宣夫氏の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る
定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役米山俊夫氏の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終
結の時までであります。
6 監査役原田明夫氏の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終
結の時までであります。
7 監査役辻山栄子氏の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終
結の時までであります。

〔ご参考〕 取締役を兼務しない執行役員

地位	氏名	担当または主な職業
執行役員 常務	宮川 勝	国内化粧品事業 マーケティング領域、クレ・ド・ポー ボーテ グローバルユニット、ヘルスケア事業、国内ノン資生堂事業担当
執行役員	林 高広	総務、法務、秘書、広報担当 株式会社資生堂パーラー 代表取締役社長
執行役員	石本 潔	サプライチェーン（生産・購買・ロジスティクス）担当
執行役員	岩井 恒彦	技術企画、品質保証、薬事、CSR、環境、フロンティアサイエンス事業担当
執行役員	丸山 宏	国際事業（事業戦略・マーケティング領域）担当 国際事業企画部長
執行役員	大月 重人	人事、風土改革担当 人事部長
執行役員	関根 近子	ビューティークリエーション、お客さま情報担当 美容統括部長
執行役員	島谷 庸一	研究開発（化粧品・新領域）担当
執行役員	杉山 繁和	宣伝制作、企業文化担当
執行役員	矢吹 隆一	国内化粧品事業 営業領域担当 資生堂販売株式会社 代表取締役社長 株式会社エフティ資生堂 代表取締役社長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

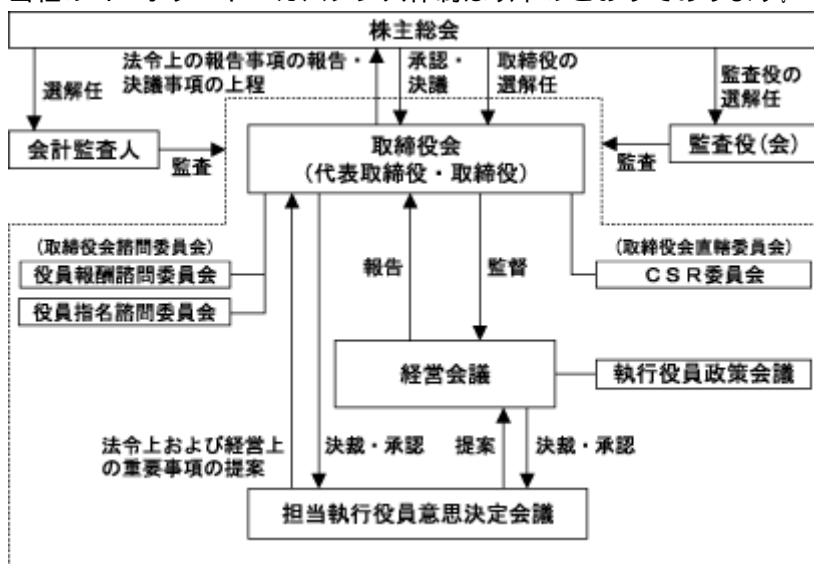
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「お客さま」「お取引先」「株主」「社員」「社会・地球」というすべてのステークホルダーから「価値ある企業」として支持され続けるために、企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、社会的な責任を果たし、かつ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化に努めております。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。



経営・執行体制

(取締役会、執行役員関連会議)

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役9名(有価証券報告書提出日現在)で構成され、少人数で迅速な意思決定を行う体制としております。取締役会は最低毎月1回開催し、重要事項はすべて付議されております。なお、当事業年度は取締役会を15回開催し、社外取締役の平均出席率は88.9%、社外取締役を除く取締役の出席率は100%でした。

また、執行役員制度を採用し、意思決定・監督を担う取締役会の機能と、業務執行を担う執行役員の機能を分離しております。さらに、業務執行を担当する執行役員による会議体で、重要案件の業務遂行を決裁する「経営会議」及び執行役員により当社の中長期的な戦略を討議し、その方向性を定めていく「執行役員政策会議」を設けることで、執行役員への権限委譲を進め、責任の明確化と経営のスピードアップを図っております。両会議ともに、CEO(最高経営責任者)である社長が議長を務めております。このほか、各執行役員は担当執行役員の意思決定を行う会議において、業務執行にかかる意思決定を行うほか、取締役会や経営会議への提案事項等を審議しております。

なお、取締役及び執行役員の任期は1年としております。

(取締役会諮問委員会)

このほか、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の諮問機関として、「役員報酬諮問委員会」と「役員指名諮問委員会」を設置しております。いずれの委員会も社外取締役を委員長とし、客観性を確保しております。

「役員報酬諮問委員会」

役員報酬制度、役員業績評価などを取締役会に答申します。当事業年度は計3回開催し、平成23年度の企業全般の役員報酬の傾向分析、当社役員賞与についての検討などを行いました。

(委員長：岩田彰一郎社外取締役、委員：社外取締役2名、社内取締役4名、社外委員1名)

「役員指名諮問委員会」

役員候補の選抜・役員の昇降格などを取締役会に答申します。当事業年度は計2回開催し、取締役・監査役・執行役員の体制案を策定いたしました。

(委員長：上村達男社外取締役、委員：社外取締役2名、社内取締役3名)

(取締役会直轄委員会)

企業の社会的責任が持続的発展のために必要不可欠であるという考えのもと、取締役会の直轄機関として「CSR委員会」を設置しております。

「CSR委員会」

当社グループが社会的責任を果たすために求められる全ての領域を対象といたします。

社会からの要請事項や期待内容を把握し、CSR活動の方向性を検討するとともに、経営戦略上や業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な対策を講じます。当事業年度は計3回開催し、今後の環境活動やリスクマネジメント等について審議を行いました。

(委員長：末川久幸 代表取締役執行役員社長(平成25年4月1日より前田新造 代表取締役会長 兼 執行役員社長)、委員：社外取締役1名、社内取締役3名、執行役員4名、労働組合代表1名、社外委員2名、社内監査役(オブザーバー)1名)

(注) 1 取締役の定数

当社の取締役は12名以内にする旨定款に定めております。

2 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

3 取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

(自己株式の取得)

当社は、機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(責任免除)

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。

(中間配当金)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

4 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

5 責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、社外取締役との間で当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法425条第1項各号の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約(同法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約))を締結しております。

当該体制を選択する理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能をもつ監査役設置会社の体制を選択しております。さらにグローバル企業として、高いレベルでステークホルダーの信頼に応えうるコーポレート・ガバナンスの確立と、競争に打ち勝つトップマネジメント力の強化が不可欠と考え、「経営の透明性・公正性・迅速性」の向上を図るため、以下の4つの観点でコーポレート・ガバナンス改革に取り組んでおります。

- ・責任体制の明確化（執行役員制度の導入など）
- ・経営の透明性・健全性の強化（役員報酬諮問委員会・役員指名諮問委員会の設置）
- ・監督・監査機能の強化（社外取締役招聘、独立性の高い社外取締役・社外監査役の設置）
- ・意思決定機能の強化（経営会議の設置など）

これらの機能強化のため、監査役設置会社の体制を基に委員会設置会社の優れた機能を統合した体制としております。

取締役会構成メンバーに関する基本的考え方

当社の取締役会出席メンバー（取締役および監査役）は、業務執行の監督と重要な意思決定をするために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが必要であると考えております。また、社外役員については、取締役会による監督と監査役による監査という二重のチェック機能を果たすため、法定の監査役だけでなく、取締役会での議決権を持つ取締役が必要であり、ともに高い独立性を有することが重要であると考えております。さらに、重要な意思決定に際し、構成メンバーのダイバーシティ（多様性）が担保されていることが重要であります。その中でも化粧品メーカーとして、女性の価値観・発想は特に重要であり、取締役会構成メンバーに女性が入ることも必要であると考えております。

有価証券報告書提出日現在、取締役会での議決権を持つ取締役9名は、資生堂グループにおいてキャリアを有する者5名、資生堂グループ以外での化粧品ビジネスのキャリアを有する外国人1名、高い独立性を有する社外者3名で構成されています。また監査役5名は、資生堂グループでキャリアを有する常勤者2名と高い独立性を有する非常勤の社外者3名で構成されています。取締役・監査役計14名を性別で見ると、男性11名（取締役8名、監査役3名）、女性3名（取締役1名、監査役2名）で構成されております。

これらのメンバーがそれぞれの特性を活かして議論を行い、これに基づき取締役会が法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行っております。

内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況等

当社グループでは、コンプライアンスを徹底し、財務報告の信頼性を確保するとともに、業務を有効かつ効率的に推進するため、さまざまなリスクをマネジメントしながら内部統制システムの継続的な改善・充実に努めております。

(a) コンプライアンス

当社グループでは、グループ共通の企業使命・事業領域であり、普遍の存在意義として定めた「Our Mission」を実現するために、グループで働く一人ひとりが共有すべき心構え「Our Values」と、より高い倫理基準をもって業務に取り組むための行動基準「Our Way」を制定し、適法かつ公正な企業活動の推進に努めております。

取締役会直轄の「CSR委員会」を設定し、「グループ全体の適法かつ公正な企業活動の推進」や「リスク対策」など、企業品質向上に向けた活動を統括し、活動計画や活動結果を取締役に提案・報告しております。各事業所にて適法かつ公正な企業活動を推進することを目的に、国内においては「企業倫理推進リーダー」を、海外においては「BEO (Business Ethics Officer)」とそれを補佐する「CEL (Corporate Ethics Leader)」を配置するとともに、企業倫理に関する定期的な研修を実施しております。「企業倫理推進リーダー」及び「BEO」は、各職場における企業倫理活動の計画とその推進状況・結果をCSR委員会に報告しております。また、法令・定款・諸規定に違反する行為などを早期に発見して是正することを目的に、国内においては、社外法律事務所を通報・相談先とする「社外相談窓口」並びに当社内に相談員を配置する「資生堂相談ルーム」を設置しております。海外においては、事業所毎に内部通報制度「事業所ホットライン」を設置する他、各事業所内で解決できない場合の相談・通報先として、「資生堂グループグローバルホットライン」をCSR委員会内に設置しております。

(b) 財務報告の信頼性確保

財務報告の信頼性を確保するため、業務分担と責任部署を明確化し、各責任部署が適切に業務を遂行する体制を構築しております。社内各部門、国内外各拠点に会計責任者を置き、当社財務担当執行役員の管轄の下で、適時かつ適正な財務報告の作成及び開示に取り組んでおります。

有価証券報告書等の作成に関しては、財務部が作成した財務情報、経営企画部等からの非財務情報等を基礎として、財務部がその内容を取りまとめております。なお、重要な財務情報及び非財務情報が有価証券報告書等の作成部門である財務部に適時・適切に報告される体制が構築されており、さらに、全ての重要な財務情報及び非財務情報は、毎月開催される取締役会に付議・報告されております。

金融商品取引所の要請による適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)に関しては、情報開示の方針・基準を定めた上で、当該方針・基準に従って業務を遂行する体制を構築しております。当該方針・基準は各部門長に配布され周知徹底されております。

(c) リスクマネジメントの状況

企業活動に関するリスクについては、取締役会直轄の「CSR委員会」がグループ横断で統括しております。「CSR委員会」は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した対応マニュアルを策定しております。実際に緊急事態が発生した場合には、そのレベルに応じて「対策本部」「対策プロジェクト」「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して対応いたしております。

なお、会社法に則り、「内部統制システムの基本方針」を取締役会で決議し、開示しております。

(3) 監査役監査、内部監査及び会計監査の状況

監査役監査

当社の監査役は5名で、2名が社内出身の常勤監査役、残る3名が当社とは特別の利害関係のない社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席などを通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しております。社外監査役は、それぞれの分野での豊富な経験と知識を活かし、独立的な視点で必要な助言・提言・意見を述べております。

代表取締役と監査役は、定期的な意見交換会を開催し、コーポレート・ガバナンスを含む、経営全般の課題解決に向けた活動へと結びつけております。

米山俊夫監査役は財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役であり、当社の経営企画部において子会社全体の経営管理及び連結経営管理等を担当したほか、子会社において事業管理及び経営管理の経験を有しております。

辻山栄子監査役は財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役であり、現在、早稲田大学商学部教授及び大学院商学研究科教授にあって、公認会計士資格を有する財務・会計・税制の専門家であります。

監査役の職務遂行を補佐するために、必要な知識、能力を有する監査役スタッフ3名(平成25年3月31日現在)を配置しております。なお、監査役スタッフの人事については、監査役の意見を反映して決定しております。

当事業年度において監査役会は13回開催され、監査役の出席率は100%でした。また、取締役会は15回開催され、監査役の平均出席率は95.8%(社外監査役は92.9%)でした。

(注) 責任限定契約

当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法425条第1項各号の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約(同法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約))を締結しております。

内部監査

当社では監査部が、全社的な見地からグループ全体の内部統制の整備・運用状況を、「業務の有効性・効率性」「財務報告の信頼性」「関連法規・社内規程の遵守」、並びに「資産の保全」の観点から検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けた助言・提言を行っております。内部監査結果は、毎月、社長及び監査役に報告するとともに、定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

また、財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、監査部が独立部門としてグループ全体の内部統制の評価をとりまとめ、レビューを実施した上で最終評価を行っております。評価結果は、毎月、社長、最高財務責任者(内部統制担当執行役員)及び監査役に報告するとともに、定期的な、取締役会及び経営会議に報告しております。

監査部は、独立性・客観性を担保するため社長直轄の組織となっており、スタッフ27名(平成25年3月31日現在)に加え、欧米にも拠点監査人を配置するなど、事業のグローバル化にあわせた体制整備を図っております。なお、システム、情報セキュリティ、製品の品質などの専門領域は、それぞれの担当部門が内部監査を実施しております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人である有限責任 あずさ監査法人による会計監査を受けております。

所属する監査法人名及び業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

所属する監査法人名	業務を執行した公認会計士の氏名等		継続監査年数
有限責任 あずさ監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員	目加田 雅洋	2年
	指定有限責任社員 業務執行社員	杉浦 宏明	4年
	指定有限責任社員 業務執行社員	川上 尚志	3年

また、監査業務に係る業務執行社員以外の人員の構成は、公認会計士8名、試験合格者等9名、その他(税務関連及びIT監査担当等)19名であります。

監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携及びこれらの監査と内部統制部門との関係

当社は、いわゆる三様監査(監査役監査、内部監査及び会計監査)の有効性と効率性の向上を図るため、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化に努めております。

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社は経営に外部視点を取り入れ、業務執行に対する一層の監督機能の強化を図ることを目的に、独立性の高い社外取締役3名を起用しております。社外取締役の起用により、取締役会における重要事項の意思決定に関する議論もより活性化しております。異なるバックグラウンドや専門領域をベースにした幅広い視野・見識によって、客観性が発揮され、監督機能の強化につながるものと考えます。社外取締役3名のうち2名は、客観性確保の観点から、取締役会諮問委員会である「役員報酬諮問委員会」と「役員指名諮問委員会」の委員長となっております。また、当社とは特別の利害関係のない社外監査役3名を選任しており、独立の立場から取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しており、監査役の監査の実効性を強化しております。

< 社外役員の独立性に関する判断基準 >

当社は、社外役員の独立性について客観的に判断するため、海外の法令・上場ルール等を参考に独自に「社外役員の独立性に関する判断基準」を定めております。

社外役員候補の選定にあたっては、コーポレート・ガバナンスの充実の観点からその独立性の高さも重視しており、同基準を用いて社外役員候補が高い独立性を有しているかどうかを判断しております。ただし、社外役員候補者は、独立性の高さだけでなくそれぞれの人格および識見等も十分に考慮して選定することとしておりますので、会社法に定める社外役員の独立性の要件を充足しており、かつ当社の社外役員として発揮していただきたい知識および経験等を持つ人材であれば、同基準を満たさない場合であっても社外役員として招聘することがあります。

同基準は以下のとおりであります。

株式会社資生堂（以下、当社という。）は、当社の社外取締役および社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当社は当該社外役員または当該社外役員候補者が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 現に当社および当社の関係会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注2）ではなく、かつ過去においても業務執行者であったことが一度もないこと。

社外監査役にあっては、これらに加え、当社グループの業務執行を行わない取締役および会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと。

2. 現事業年度および過去9事業年度（以下これらの事業年度を「対象事業年度」という。）において、以下の各号のいずれにも該当していないこと。

当社グループを主要な取引先としている者（注3）、またはその業務執行者（対象事業年度において一度でもその業務執行者であった者を含む。以下本項の第 号ないし第 号において同じ）。

当社グループの主要な取引先（注4）、またはその業務執行者。

当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に現に保有しもしくは対象事業年度において保有していた当社の大株主、またはその業務執行者。

当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に現に保有しもしくは対象事業年度において保有していた者の業務執行者。

対象事業年度において当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家および法律専門家。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者（対象事業年度において一度でも当該団体に所属していた者を含む。以下本項第 号および第 号において同じ）を含む。

対象事業年度において当社グループから多額の金銭その他の財産（注5）による寄付を受けている者。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

当社の会計監査人（対象事業年度において一度でも当社の会計監査人であった者を含む。）。なお、会計監査人が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

3. 以下の各号に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者ではないこと。ただし、本項の第 号については、社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する。

当社グループの業務執行者のうちの重要な者（注6）。

当社グループのいずれかの会社の業務執行をしない取締役。

第2項第 号ないし第 号に掲げる者。ただし、これらの業務執行者については、そのうちの重要な者（注6）に限る。

第2項第 号ないし第 号に掲げる者。ただし、これらに所属する者については、そのうちの重要な者（注7）に限る。

4. 以下の各号に掲げる「役員等の相互就任」の状況のいずれにも該当していないこと。

当社の社外役員本人または当社の社外役員候補者本人が現に当社以外の国内外の会社の業務執行者、社外取締役、監査役またはこれらに準ずる役職（注8）に就いている場合において、当社グループの業務執行者、社外取締役、監査役（当該社外役員本人または社外役員候補者本人を除く。）またはこれらに準ずる役職（注8）にある者が、当該会社の取締役（社外取締役を含む。）、執行役、監査役（社外監査役を含む。）、執行役員またはこれらに準ずる役職（注8）に就任している状況。

当社の社外役員本人または当社の社外役員候補者本人が現に当社以外の法人（会社を除く。）、その他の団体の業務執行者、役員または役員に準ずる役職（注9）に就いている場合において、当社グループの業務執行者、社外取締役、監査役（当該社外役員本人または社外役員候補者本人を除く）またはこれらに準ずる役職（注8）にある者が、当該団体の役員または役員に準ずる役職（注9）に就任している状況。

5. 前記1.ないし4.の他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。
6. 現在において、今後前記1.ないし5.の定めに該当する予定がないこと。

以上

- 注1：「関係会社」とは、会社計算規則（第2条第3項第22号）に定める関係会社をいう。
- 2：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者および会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。
- 3：「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

当社グループに対して製品もしくはサービスを提供している（または提供していた）取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社）であって、当社の各対象事業年度における当社グループと当該取引先グループとの当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円以上でかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結売上高（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあつては、当該取引先単体の売上高）の2%を超える者。

当社グループが負債を負っている（または負っていた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する負債の総額が1,000万円以上でかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結総資産（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあつては、当該取引先単体の総資産）の2%を超える者。

- 4：「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- 当社グループが製品もしくはサービスを提供している（または提供していた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度における当社グループの当該取引先グループに対する当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度における連結売上高の2%を超える者。
- 当社グループが売掛金、貸付金、その他の未収金（以下、「売掛金等」という。）を有している（または有していた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する売掛金等の総額が1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
- 当社グループが借入れをしている（またはしていた）金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社）であつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金の総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

- 5：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。
- 6：業務執行者のうちの「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

- 注7： 第2項第 号ないし第 号に掲げる「当該団体に所属する者」のうちの「重要な者」とは、監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人（以下、「各種法人」という。）に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員をいう。所属先が監査法人、会計事務所、法律事務所および各種法人のいずれにも該当しない場合には、当該所属先において本注釈前記に定める者と同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- 8： 「業務執行者、社外取締役、監査役またはこれらに準ずる役職」とは、注2に定める業務執行者、業務執行者以外の取締役（社外取締役を含む。）、監査役（社外監査役を含む。）のほか、「相談役」、「顧問」等、取締役、監査役、執行役または執行役員を退任した者で会社に対し助言を行う立場にある役職を含む。
- 9： 「役員または役員に準ずる役職」とは、理事、監事および評議員のほか、「相談役」、「顧問」等、理事、監事または評議員を退任した者で当該団体に対し助言を行う立場にある役職を含む。

社外取締役には、異業種・他業界の現経営者として従来の中核組みにとらわれることのない視点を経営監視に反映するために岩田彰一郎氏、文化・芸術に対する深い造詣や社会、文化、消費生活などの幅広い視点を当社の経営に反映するために永井多恵子氏、主に法学研究を専門とする大学教授としての法律知識に加え、資本市場及びコーポレート・ガバナンスに関する経験と見識を経営に反映するために上村達男氏を起用しております。

社外監査役には、主に法務分野を中心とした経験と見識を監査に反映するために原田明夫氏、主に医療法人の経営者としての経験と見識を監査に反映するために大塚宣夫氏、また財務・会計・税制に関する専門家として大学教授のほか多岐に渡る役職を務めた幅広い経験と見識を監査に反映するために辻山栄子氏を選任しております。

当社は、いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査及び会計監査）の有効性と効率性の向上を図るため、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化に努めております。

社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会その他重要な会議には、内部監査や会計監査の結果も含めた、業務執行状況に関する重要事項が提案・報告されております。また、常勤監査役1名はCSR委員会への出席を通じて業務の適法性及び妥当性の確保に努めており、必要に応じて社外監査役の出席する監査役会で報告することとしております。

社外取締役及び社外監査役の兼職状況並びに重要な兼職先と当社との関係は、以下のとおりであります。
なお、当社は、当社との間の利害関係の有無の観点の他に「主な職業」などの観点も加えて多面的に判断し、社外取締役及び社外監査役の兼職先の中から「重要な兼職先」を選定しております。

地位	氏名	重要な兼職先 (当該兼職先での地位)	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	岩田 彰一郎	アスクル株式会社 (代表取締役社長)	当社は、同社から文具等を購入しており、当連結会計年度における支払実績は、当社の当連結会計年度における売上原価、販売費および一般管理費の合計額の0.1%未満であります。また、当社の連結子会社も同社から文具等を購入しており、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの支払実績は、当社連結ベースにおける当連結会計年度の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の0.1%未満であります。 当社の連結子会社は、同社にオフィス用トイレットリー製品等を販売しており、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの販売実績は、当社の当連結会計年度における連結売上高の0.1%未満であります。 同社の当社への文具等の売上実績は、同社の平成24年5月期の売上高の0.1%未満であります。また、同社グループの当社グループへの文具等の売上実績は、同社グループの同期の連結売上高の約0.1%であります。 同社の当社の連結子会社からのオフィス用トイレットリー製品等の仕入額は、同社の平成24年5月期の売上原価の約0.1%であります。 同社は、当社グループ製品ではないオフィス用トイレットリー製品等のカタログ販売を行っており、当社グループ製品ではないオフィス用トイレットリー製品等の販売実績は、同社の平成24年5月期の売上高の約0.7%であります。 同社の社外取締役である斎藤忠勝氏は、平成9年6月から平成16年6月まで当社の取締役を務めておりましたが、現在は当社と特記すべき関係はありません。
	永井 多恵子	公益財団法人 せたがや文化財団 (理事長)	当社は、同法人が主催する演劇公演への協賛金を提供しており、当社の当連結会計年度における同法人への協賛金等合計額は、当社の当連結会計年度における寄付金・協賛金等の合計額の約0.4%であります。 同法人の当社からの協賛金等合計額は、同法人の平成25年3月期の経常収益の0.1%未満であります。
		三井化学株式会社 (社外取締役)	当社は、同社から原材料等を購入しており、当連結会計年度における支払実績は、当社の当連結会計年度における売上原価、販売費および一般管理費の合計額の0.1%未満であります。 同社の当社への原材料等の売上実績は、同社の平成25年3月期の売上高の0.1%未満であります。
		社団法人 国際演劇協会 (会長)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。
	上村 達男	早稲田大学 (法学部教授)	当社は同大学と美容・健康に関する共同研究等を行っております。同氏はこれらの共同研究等に關与していません。
		日本放送協会 (経営委員・監査委員)	当社は同協会と特記すべき関係はありません。

地位	氏名	重要な兼職先 (当該兼職先での地位)	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	原田 明 夫	セイコーホールディングス株式会社 (社外取締役)	当社および当社の連結子会社は、同社の連結子会社から時計等を購入しており、当連結会計年度における支払実績は、当社連結ベースにおける当連結会計年度の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の0.1%未満であります。当社の連結子会社は、同社の連結子会社へ化粧品等を販売しており、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの販売実績は、当社の当連結会計年度における連結売上高の0.1%未満であります。同社グループの当社グループへの時計等の販売実績は、同社グループの平成25年3月期の連結売上高の0.1%未満であります。同社グループの当社の連結子会社からの化粧品等の仕入額は、同社グループの平成25年3月期の連結売上原価の0.1%未満であります。
		住友商事株式会社 (社外取締役)	当社は、同社の連結子会社とシステム開発委託等の取引があり、当連結会計年度における支払実績は、当社の当連結会計年度における売上原価、販売費および一般管理費の合計額の約0.1%であります。また、当社の連結子会社は、同社の関係会社と原材料等購入の取引があり、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの支払実績合計額は、当社連結ベースにおける当連結会計年度の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の約0.1%であります。当社の連結子会社は、同社の関係会社へ化粧品等を販売しており、当連結会計年度における販売実績は、当社の当連結会計年度における連結売上高の0.1%未満であります。同社グループの当社グループからのシステム開発受託等による売上実績は、同社グループの平成25年3月期の「収益合計」の0.1%未満であります。同社グループの当社連結子会社からの化粧品等の仕入額は、同社グループの平成25年3月期の「原価合計」の0.1%未満であります。
		公益財団法人東京大学 学生キリスト教青年会 (代表理事)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。
		一般財団法人日本刑事 政策研究会 (代表理事)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。
		公益財団法人国際民商 事法センター (代表理事)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。
	大塚 宣 夫	医療法人 社団慶成会 (会長)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。

地位	氏名	重要な兼職先 (当該兼職先での地位)	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	辻山 栄子	早稲田大学 (商学部教授、大学院 商学研究科教授)	当社は同大学と美容・健康に関する共同研究等を行っております。同氏はこれらの共同研究等に関与しておりません。
		三菱商事 株式会社 (社外監査役)	当社は同社から原材料等を購入しており、当連結会計年度における支払実績は、当社の当連結会計年度における売上原価、販売費および一般管理費の合計額の0.1%未満であります。また、当社の連結子会社は同社の関係会社と業務委託等の取引があり、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの支払実績は、当社連結ベースにおける当連結会計年度の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の約0.2%であります。 当社の連結子会社は同社の関係会社である株式会社ローソン他化粧品等を販売しており、当連結会計年度における販売実績は、当社の当連結会計年度における連結売上高の約0.3%であります。 同社グループの当社グループへの原材料等の売上実績は、同社グループの平成25年3月期の「収益合計」の0.1%未満であります。 同社グループの平成25年3月期の「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」に占める当社の連結子会社からの同期間の化粧品等の仕入額の割合は、0.1%未満であります。
		オリックス 株式会社 (社外取締役)	当社は同社とリース等の取引があり、当連結会計年度における支払実績は、当社の当連結会計年度における売上原価、販売費および一般管理費の合計額の0.1%未満であります。また、当社の連結子会社は同社の連結子会社と機材レンタル等の取引があり、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの支払実績は、当社連結ベースにおける当連結会計年度の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の0.1%未満であります。 同社の当社へのリース取引等の売上実績は、同社の平成25年3月期の売上高の0.1%未満であります。また、同社グループの当社グループへの機材レンタル等の売上実績は、同社グループの同期間の「営業収益」の0.1%未満であります。
		株式会社 ローソン (社外監査役)	当社の連結子会社は同社化粧品等を販売しており、当連結会計年度における販売実績は、当社の当連結会計年度における連結売上高の約0.3%であります。 同社グループの当社の連結子会社からの化粧品等の仕入額は、平成25年2月期の連結売上原価の約1.2%であります。
		株式会社 エヌ・ティ・ティ・ ドコモ (社外監査役)	当社は同社と通信サービス利用等の取引があり、当連結会計年度における支払実績は、当社の当連結会計年度における売上原価、販売費および一般管理費の合計額の0.1%未満であります。また、当社の連結子会社は同社および同社の関係会社と通信サービス利用等の取引があり、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの支払実績は、当社連結ベースにおける当連結会計年度の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の約0.1%であります。 同社の当社からの通信サービス利用等による売上実績は、同社の平成25年3月期の「営業収益」の0.1%未満であります。また、同社グループの当社グループからの通信サービス利用等による売上実績は、同社グループの同期間の「営業収益」の0.1%未満であります。

上記表に記載の関係以外には、当社と各社外取締役及び各社外監査役との間には、重要な人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(5) 役員報酬の内容

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	中期インセンティブ	長期インセンティブ (ストックオプション)	
取締役 (社外取締役を除く。)	336	193			142	6
監査役 (社外監査役を除く。)	60	60				2
社外役員	75	75				7

- (注) 1 取締役の基本報酬は、第89回定時株主総会（平成元年6月29日）決議による報酬限度額月額30百万円以内であります。また、監査役の基本報酬は、第105回定時株主総会（平成17年6月29日）決議による報酬限度額月額10百万円以内であります。
- 2 当連結会計年度は連結当期純損失となったことなどから、当連結会計年度に係る取締役の賞与の支払はありません。
- 3 取締役の中期インセンティブ型報酬は、3カ年計画最終年度終了後に目標達成度に応じて、3カ年分を支払う制度となっています。当連結会計年度は3カ年計画の2年目であるため、現3カ年計画に係る同報酬の当連結会計年度における支払いはありません。
- 4 上記の取締役の長期インセンティブ型報酬（ストックオプション）は、取締役の職務執行の対価として株主総会の承認を得たうえで交付したストックオプション（新株予約権）の当連結会計年度費用計上額の合計額であります。
- 5 上記支給額には、以下の取締役及び監査役の報酬等の額が含まれております。
- 退任した取締役1名の報酬
 平成24年6月26日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する平成24年4月から6月までの基本報酬6百万円及びストックオプションの当連結会計年度費用計上額8百万円
- 退任した社外監査役1名の報酬
 平成24年6月26日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対する平成24年4月から6月までの基本報酬3百万円
- 6 上記支給額のほか、以下の報酬等があります。
- 当社取締役1名に対して、当該取締役が取締役を兼務しない執行役員の地位にあったときに付与されたストックオプションの当連結会計年度費用計上額2百万円
- 当社の子会社の取締役を兼務している当社取締役1名に対し、当該子会社4社が当連結会計年度に係る基本報酬として支払った31百万円
- 7 当連結会計年度に、平成23年度に係る取締役の賞与として、社外取締役と執行役員を兼務せず事業を直接的に執行しない会長を除く取締役4名に対して107百万円を支払いました。（第112回定時株主総会（平成24年6月26日）決議に基づく支払い）
- 8 取締役全員及び監査役全員について上記の役員報酬（注）1～7に記載したものを含む。）以外の報酬の支払いはありません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

役職・氏名	会社区分	連結報酬等の総額 (百万円)	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
			基本報酬	賞与	中期インセンティブ	長期インセンティブ (ストックオプション)
代表取締役 前田新造	提出会社	81	49			32
代表取締役 末川久幸	提出会社	117	46			70
代表取締役 カーステン・フィッシャー	提出会社	71	51			19

- (注) 1 当連結会計年度において代表取締役の地位にあった役員および連結報酬等の総額が1億円以上であった役員を記載しております。
- 2 当社の役員報酬制度では事業を直接執行していない取締役には年次の業績に連動する取締役賞与を支給しないこととしていることから、当連結会計年度において執行役員を兼務せず事業を直接的に執行しない会長であった代表取締役前田新造氏については、当連結会計年度に係る賞与の支払いはありません。また、代表取締役末川久幸氏および同カーステン・フィッシャー氏については、当連結会計年度に連結当期純損失となったことなどから、当連結会計年度に係る取締役の賞与の支払いはありません。
- 3 取締役の中期インセンティブ型報酬は、3カ年計画最終年度終了後に目標達成度に応じて、3カ年分を支払う制度となっています。当連結会計年度は3カ年計画の2年目であるため、現3カ年計画に係る同報酬の当期における支払いはありません。
- 4 上記の取締役の長期インセンティブ型報酬(ストックオプション)は、取締役の職務執行の対価として株主総会の承認を得たうえで交付したストックオプション(新株予約権)の当連結会計年度費用計上額の合計額であります。
- 5 上記支給額のほか、代表取締役カーステン・フィッシャー氏に対して、同氏が取締役を兼務している当社の子会社4社は、当連結会計年度に係る基本報酬として合計31百万円を支払っております。
- 6 当連結会計年度に、平成23年度に係る上記取締役の賞与として、代表取締役末川久幸氏に対して31百万円、代表取締役カーステン・フィッシャー氏に対して47百万円を支払いました。(第112回定時株主総会(平成24年6月26日)決議に基づく支払い)
- 7 上記3名の取締役について上記(注)1～6に記載したものを含む。)以外の報酬はありません。

提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬によって構成され、3カ年及び各年度の業績目標達成度が100%の場合に、各役員の平均で、固定報酬の比率を40%程度、業績連動報酬の比率を60%程度としております。業績連動報酬は、毎年の連結業績に応じて支給される「賞与」のほか、3カ年計画終了年度終了後に目標達成度に応じて支給する「中期インセンティブ型報酬」としての金銭報酬、株主の皆さまとの利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストックオプションで構成されております。この業績連動報酬は、取締役と執行役員に単年度だけでなく、中長期的視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機付ける設計としております。

業務執行から独立した立場である社外取締役及び社外監査役の報酬については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

役員報酬の金額については、同業あるいは同規模の他企業と比較して、当社の業績に見合った水準を設定しております。基本報酬は株主総会で決議された月額報酬枠の範囲内で支払われており、業績連動報酬は、「賞与」「中期インセンティブ型報酬」としての金銭報酬、「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストックオプションともに、株主総会に諮っております。

なお、役員退職慰労金制度は、平成16年6月29日開催の第104回定時株主総会の日をもって廃止いたしました。

当社取締役の役位毎の種類別報酬割合および報酬算定基準（業績連動報酬に係る目標達成率が全て100%の場合）

		会長	執行役員 社長	執行役員 副社長	執行役員 専務	執行役員 常務	執行役員	カーステン・ フィッシャー 執行役員 専務
固定報酬	基本報酬 算定基準	42%	30%	43%	44%	45%	48%	34%
		----- 役位に応じて -----						個別
業績連動報酬	賞与（短期） 算定基準		23%	22%	21%	21%	21%	22%
		----- 連結業績 -----			----- 連結業績・担当事業業績・個人考課 -----			
	中期インセンティブ 算定基準	29%	23%	17%	17%	17%	16%	35%
		----- 3カ年計画目標 -----						3カ年担当事業業績目標
	長期インセンティブ 算定基準	29%	23%	17%	17%	17%	16%	9%
		----- 役位に応じて -----						個別
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

（注）各役位とも、代表取締役と取締役の報酬は同一であります。

当連結会計年度および平成25年度に係る取締役の報酬等の一部変更
（当連結会計年度に係る報酬等）

当社では、連結当期純損失となった場合は、当該期に係る取締役に対する賞与のうち、連結業績（売上高、営業利益率および当期純利益の計画に対する達成度）および各担当事業業績にもとづき算定される部分の支給率を0%とすることを原則としております。当連結会計年度は、連結当期純損失となったことから、賞与のうち連結業績及び各担当事業業績にもとづき算定される部分は支給率を0%といたしました。また、個人考課に基づき算定される部分についても、支給対象の取締役3名より受給を辞退する旨の申出を受けたことから、当該部分についても支給しないことといたしましたので、当連結会計年度に係る賞与の支払いはございません。

（平成25年度に係る報酬等）

当社では、平成23年度から平成25年度までの3カ年計画について当初の業績目標からの下方修正を行い、これを前提に平成25年度の目標を策定いたしました。この状況を重く受け止め、代表取締役会長兼執行役員社長の前田新造氏につきましては、基本報酬から6百万円を減額いたします。

また、当社の役員報酬制度では、当社と同業または類似する業種で海外売上比率の高い複数の日本企業と比較し、当社の売上や利益、財務指標のレベルに見合った報酬金額とすることとしております。上記のとおり平成25年度の目標を当初より引き下げて策定したことに伴い、支給対象の取締役の賞与および長期インセンティブ型報酬を引き下げることといたしました。

代表取締役に対する賞与については、平成25年度の計画に対する達成率100%の場合の支給額が、当初設計において達成率100%であった場合の支給額の60%となるよう設計を変更いたします。

代表取締役以外の取締役に対する賞与は、平成25年度の計画に対する達成率100%の場合の支給額が、当初設計において達成率100%であった場合の支給額の80%となるよう設計を変更いたします。

代表取締役に対する長期インセンティブ型報酬については、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の額を従来の60%に変更いたします。

代表取締役以外の取締役に対する長期インセンティブ型報酬については、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の額を従来の80%に変更いたします。

なお、取締役を兼務しない執行役員の賞与および長期インセンティブ型報酬についても、代表取締役以外の取締役と同様の引き下げを行います。

(6) 株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
106銘柄	21,715百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度（平成24年3月31日）

特定投資株式

貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄を含む上位30銘柄

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	16,625	2,244	当該会社の子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
凸版印刷(株)	1,628	1,051	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,496	1,028	当該会社の子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
大日本印刷(株)	871	737	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため
東京海上ホールディングス(株)	300	681	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)メディカルホールディングス	562	603	当該会社の子会社との商品販売等の業務のより円滑な推進のため
小野薬品工業(株)	117	539	商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)ワコールホールディングス	439	430	当該会社の子会社からの生産受託等の業務のより円滑な推進のため
NK S Jホールディングス(株)	221	409	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス(株)	239	406	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	670	379	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,432	378	当該会社の子会社への株主名簿管理業務の委託及び同子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)百十四銀行	712	274	金融取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)セブン&アイ・ホールディングス	110	271	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)プラネット	300	231	商品流通システム構築委託等の業務のより円滑な推進のため
イオン(株)	202	219	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
J・フロント リテイリング(株)	470	217	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
ゼリア新薬工業(株)	115	169	商品の製造委受託等の業務のより円滑な推進のため
高砂香料工業(株)	352	137	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	491	117	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
スターツ出版(株)	0	102	戦略的提携を前提とした連携強化のため

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)近鉄百貨店	300	58	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)アサツー ディ・ケイ	15	36	当社広告宣伝関連取引等の業務のより円滑な推進のため
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	50	35	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)あらた	110	33	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)平和堂	25	28	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)丸井グループ	20	13	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
共同印刷(株)	55	12	商品包装資材・販促物などの購入等の業務のより円滑な推進のため
(株)松屋	15	11	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
ハリマ共和物産(株)	13	11	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため

(注) 上記のうち上位5銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

当事業年度(平成25年3月31日)

特定投資株式

貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄を含む上位30銘柄

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	16,625	3,308	当該会社の子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,496	1,393	当該会社の子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
凸版印刷(株)	1,628	1,100	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため
東京海上ホールディングス(株)	300	795	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
大日本印刷(株)	871	772	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため
(株)メディカルホールディングス	562	748	当該会社の子会社との商品販売等の業務のより円滑な推進のため
小野薬品工業(株)	117	670	商品販売等の業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,432	634	当該会社の子会社への株主名簿管理業務の委託及び同子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
M S & A D インシュアランスグループホールディングス(株)	239	494	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)ワコールホールディングス	439	444	当該会社の子会社からの生産受託等の業務のより円滑な推進のため
N K S J ホールディングス(株)	221	434	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	670	412	原料購入等の業務のより円滑な推進のため

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)セブン&アイ・ホールディングス	110	343	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
J・フロント リテイリング(株)	470	342	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)百十四銀行	712	276	金融取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)プラネット	300	273	商品流通システム構築委託等の業務のより円滑な推進のため
(株)イオン	202	245	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
高砂香料工業(株)	352	180	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
ゼリア新薬工業(株)	115	166	商品の製造委受託等の業務のより円滑な推進のため
スターツ出版(株)	0	111	戦略的提携を前提とした連携強化のため
日本ピグメント(株)	491	105	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
(株)近鉄百貨店	300	81	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	50	50	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)あらた	110	44	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)アサツー ディ・ケイ	15	39	当社公告宣伝関連取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)平和堂	25	36	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)松屋	15	23	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)丸井グループ	20	19	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
東京急行電鉄(株)	25	17	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
共同印刷(株)	55	15	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため

(注) 上記のうち上位7銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	178	1	196	25
連結子会社	41	-	38	-
計	219	1	234	25

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して、監査証明業務を委託しており、その報酬の額は前連結会計年度において501百万円、当連結会計年度において469百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、決算業務プロセスの効率化支援業務がありました。

【監査報酬の決定方針】

監査計画の内容について有効性及び効率性の観点で会計監査人と協議の上、会計監査人が必要な監査を十分行うことができる報酬額となっているかどうかを検証し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組み

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な開示を行うため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同法人が行うセミナーなどに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 67,121	1 59,330
受取手形及び売掛金	2 112,874	2 118,232
有価証券	26,716	31,933
たな卸資産	3 71,902	3 84,552
繰延税金資産	19,860	24,943
その他	17,689	14,712
貸倒引当金	935	1,023
流動資産合計	315,229	332,681
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 158,246	1 158,731
減価償却累計額	98,806	102,689
建物及び構築物（純額）	59,439	56,042
機械装置及び運搬具	1 81,581	1 84,597
減価償却累計額	69,791	73,018
機械装置及び運搬具（純額）	11,789	11,579
工具、器具及び備品	1 56,916	1 64,078
減価償却累計額	38,045	44,130
工具、器具及び備品（純額）	18,871	19,948
土地	33,091	31,833
リース資産	8,706	7,517
減価償却累計額	5,033	4,211
リース資産（純額）	3,673	3,306
建設仮勘定	2,931	5,095
有形固定資産合計	129,796	127,805
無形固定資産		
のれん	84,539	57,127
リース資産	613	534
商標権	40,583	45,246
その他	47,907	47,784
無形固定資産合計	173,644	150,692
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 4 27,396	1, 4 30,510
前払年金費用	20,948	17,155
長期前払費用	9,658	10,087
繰延税金資産	18,084	20,373
その他	1 26,026	1 26,121
貸倒引当金	77	49
投資その他の資産合計	102,037	104,198
固定資産合計	405,478	382,696
資産合計	720,707	715,377

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 48,305	2 43,542
短期借入金	1,989	5,975
1年内返済予定の長期借入金	1 5,915	1 31,685
リース債務	1,830	1,733
未払金	44,273	39,627
未払法人税等	8,025	9,113
返品調整引当金	11,065	10,609
賞与引当金	15,030	12,493
役員賞与引当金	395	268
危険費用引当金	565	386
構造改革引当金	-	361
繰延税金負債	20	8
その他	27,302	31,417
流動負債合計	164,719	187,225
固定負債		
社債	90,000	90,000
長期借入金	1 82,836	53,028
リース債務	2,581	2,245
退職給付引当金	42,089	43,355
債務保証損失引当金	350	350
環境対策引当金	486	445
構造改革引当金	-	1,396
繰延税金負債	27,622	28,931
その他	6,306	4,665
固定負債合計	252,273	224,418
負債合計	416,992	411,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,506	64,506
資本剰余金	70,263	70,258
利益剰余金	225,598	191,519
自己株式	3,778	3,697
株主資本合計	356,590	322,586
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	605	2,799
為替換算調整勘定	66,702	37,832
その他の包括利益累計額合計	66,096	35,033
新株予約権	668	846
少数株主持分	12,553	15,334
純資産合計	303,715	303,734
負債純資産合計	720,707	715,377

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売上高	682,385	677,727
売上原価	162,989	166,783
売上総利益	519,395	510,944
販売費及び一般管理費	1, 2 480,260	1, 2 484,898
営業利益	39,135	26,045
営業外収益		
受取利息	723	671
受取配当金	800	628
持分法による投資利益	-	46
受取家賃	874	774
補助金収入	530	758
為替差益	-	1,133
その他	1,182	1,057
営業外収益合計	4,110	5,069
営業外費用		
支払利息	1,824	1,781
持分法による投資損失	122	-
為替差損	604	-
その他	1,252	928
営業外費用合計	3,802	2,709
経常利益	39,442	28,406
特別利益		
固定資産売却益	3 1,332	3 1,384
投資有価証券売却益	26	88
特別利益合計	1,358	1,472
特別損失		
減損損失	4 96	4 29,121
構造改革費用	-	5 5,745
固定資産処分損	1,422	1,419
投資有価証券売却損	258	14
投資有価証券評価損	76	19
特別損失合計	1,854	36,320
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	38,947	6,442
法人税、住民税及び事業税	13,953	15,374
法人税等調整額	7,935	9,104
法人税等合計	21,888	6,269
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	17,058	12,712
少数株主利益	2,543	1,973
当期純利益又は当期純損失()	14,515	14,685

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	17,058	12,712
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	561	2,297
為替換算調整勘定	12,144	30,849
持分法適用会社に対する持分相当額	18	37
その他の包括利益合計	11,601	33,184
包括利益	5,456	20,472
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,375	16,377
少数株主に係る包括利益	2,081	4,094

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	64,506	64,506
当期末残高	64,506	64,506
資本剰余金		
当期首残高	70,258	70,263
当期変動額		
自己株式の処分	5	5
当期変動額合計	5	5
当期末残高	70,263	70,258
利益剰余金		
当期首残高	231,336	225,598
当期変動額		
剰余金の配当	19,898	19,899
当期純利益又は当期純損失()	14,515	14,685
自己株式の処分	0	5
連結範囲の変動	35	92
非支配持分との資本取引及びその他	318	419
当期変動額合計	5,737	34,078
当期末残高	225,598	191,519
自己株式		
当期首残高	3,874	3,778
当期変動額		
自己株式の取得	2	2
自己株式の処分	98	83
当期変動額合計	96	80
当期末残高	3,778	3,697
株主資本合計		
当期首残高	362,226	356,590
当期変動額		
剰余金の配当	19,898	19,899
当期純利益又は当期純損失()	14,515	14,685
自己株式の取得	2	2
自己株式の処分	104	71
連結範囲の変動	35	92
非支配持分との資本取引及びその他	318	419
当期変動額合計	5,635	34,004
当期末残高	356,590	322,586

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	83	605
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	521	2,193
当期変動額合計	521	2,193
当期末残高	605	2,799
為替換算調整勘定		
当期首残高	55,040	66,702
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,661	28,869
当期変動額合計	11,661	28,869
当期末残高	66,702	37,832
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	54,956	66,096
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,139	31,062
当期変動額合計	11,139	31,062
当期末残高	66,096	35,033
新株予約権		
当期首残高	590	668
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	77	177
当期変動額合計	77	177
当期末残高	668	846
少数株主持分		
当期首残高	12,267	12,553
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	286	2,781
当期変動額合計	286	2,781
当期末残高	12,553	15,334

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	320,127	303,715
当期変動額		
剰余金の配当	19,898	19,899
当期純利益又は当期純損失()	14,515	14,685
自己株式の取得	2	2
自己株式の処分	104	71
連結範囲の変動	35	92
非支配持分との資本取引及びその他	318	419
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,775	34,022
当期変動額合計	16,411	18
当期末残高	303,715	303,734

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	38,947	6,442
減価償却費	30,682	32,046
のれん償却額	5,519	5,491
減損損失	96	29,121
固定資産処分損益(は益)	90	35
投資有価証券売却損益(は益)	232	73
投資有価証券評価損益(は益)	76	19
災害による損失	922	-
構造改革費用	-	5,745
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	52
返品調整引当金の増減額(は減少)	183	937
賞与引当金の増減額(は減少)	3,705	3,046
役員賞与引当金の増減額(は減少)	22	127
危険費用引当金の増減額(は減少)	140	234
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,004	850
環境対策引当金の増減額(は減少)	8	41
前払年金費用の増減額(は増加)	3,611	3,793
受取利息及び受取配当金	1,523	1,299
支払利息	1,824	1,781
持分法による投資損益(は益)	122	46
売上債権の増減額(は増加)	12,716	2,870
たな卸資産の増減額(は増加)	8,102	5,890
仕入債務の増減額(は減少)	9,627	10,952
その他	2,581	1,703
小計	74,537	54,312
利息及び配当金の受取額	1,471	1,292
利息の支払額	1,927	1,867
法人税等の支払額	21,480	11,697
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,599	42,040

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	16,690	18,269
定期預金の払戻による収入	21,751	19,605
有価証券の取得による支出	314	231
有価証券の売却による収入	576	282
投資有価証券の取得による支出	220	15
投資有価証券の売却による収入	603	187
有形固定資産の取得による支出	17,719	18,763
有形固定資産の売却による収入	1,677	1,933
無形固定資産の取得による支出	7,016	5,755
長期前払費用の取得による支出	4,499	5,173
その他	1,184	663
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,668	25,534
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	3,431	3,296
長期借入れによる収入	649	1,507
長期借入金の返済による支出	8,365	5,994
リース債務の返済による支出	2,602	2,147
自己株式の取得による支出	2	2
自己株式の処分による収入	104	71
配当金の支払額	19,890	19,897
少数株主への配当金の支払額	1,943	1,578
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,482	24,745
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,067	5,517
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	5,618	2,721
現金及び現金同等物の期首残高	88,592	82,974
現金及び現金同等物の期末残高	82,974	80,253

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 93社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

〔新規〕1社

資生堂コスメティックA.S.(資生堂トルコ)は、新たに設立し、営業を開始したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

〔除外〕2社

㈱オービットは当社の連結子会社である資生堂フィテット㈱に吸収合併され消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

ブラッシュホールディングスLLCは清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社：ポータプレステージインターナショナル(UK)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模あるいは本格的な営業を行っておらず、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は僅少で、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

主要な会社名：㈱ピエールファーブルジャパン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(ポータプレステージインターナショナル(UK)他)及び関連会社は、いずれも小規模あるいは本格的な営業を行っておらず、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は僅少で、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除いております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社、台資商事㈱、ベアエッセンシャル㈱及び匿名組合セランの70社の決算日は12月31日、それ以外はすべて3月31日で当社と同一であります。

また、在外連結子会社、台資商事㈱、ベアエッセンシャル㈱及び匿名組合セランの70社については、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

...決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

時価のないもの

...主として移動平均法による原価法。ただし、投資事業有限責任組合等への出資は組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く。)

建物(附属設備を除く。)は定額法、建物以外については当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

また、国内の主要な固定資産については、その資産の耐久度、陳腐化の程度及び特殊性を勘案した独自の耐用年数(法定耐用年数を2~3割程度短縮)を設定しております。

無形固定資産(リース資産を除く。)

主として定額法を採用しております。なお、定額法によって償却を実施している無形固定資産の主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア...5年

顧客関連無形資産...10年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

主として定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

当社及び連結子会社は、返品による損失に備えるため、過去の返品率及び市場の流通状況を勘案して見積もった損失見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当連結会計年度の負担見込額を計上しております。なお、取締役を兼務しない執行役員に対する賞与引当金を含んでおり、その計上基準は役員賞与引当金と同様であります。

役員賞与引当金

執行役員を兼務する取締役に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当連結会計年度の負担見込額を計上しております。

危険費用引当金

一部の在外連結子会社は、訴訟リスク、製品保証リスク、税務リスク等の危険費用の発生による損失に備えるため、将来の発生可能性を勘案して見積もった損失負担見込額を計上しております。

退職給付引当金

当社及び国内連結子会社、並びに一部の在外連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

構造改革引当金

構造改革に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、各社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっており、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップ取引については、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

b. ヘッジ手段...金利通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建借入金及び利息

ヘッジ方針

金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、金利通貨スワップについては、外貨建借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理及び一体処理によっており、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、減価償却の方法の変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に及ぼす影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

連結財務諸表に関する会計基準等

- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成23年3月25日)
- ・「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成23年3月25日)
- ・「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号 平成23年3月25日)
- ・「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成23年3月25日)

(1) 概要

一定の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定するとされておりますが、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等により、当該取扱いは資産の譲渡者のみに適用されることとなります。

(2) 適用予定日

平成25年4月1日以降開始する連結会計年度の期首より適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用により、新たに連結子会社となる会社はありません。

なお、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用により区分表示すべき前連結会計年度末のノンリコース債務は、連結貸借対照表の1年内返済予定の長期借入金 5,915百万円のうち800百万円及び長期借入金82,836百万円のうち23,250百万円であります。

ノンリコース債務に対応する資産は、建物及び構築物15,926百万円、投資その他の資産のその他(差入保証金)15,200百万円、投資有価証券1,512百万円、現金及び預金1,214百万円、機械装置、運搬具、工具、器具及び備品2百万円、計33,855百万円であります。なお、当該影響額は、前連結会計年度末の数値に基づいております。

また、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用により区分表示すべき当連結会計年度末のノンリコース債務は、連結貸借対照表の1年内返済予定の長期借入金31,685百万円のうち23,250百万円であります。

ノンリコース債務に対応する資産は、建物及び構築物15,308百万円、投資その他の資産のその他（差入保証金）15,200百万円、投資有価証券1,512百万円、現金及び預金1,335百万円、機械装置、運搬具、工具、器具及び備品1百万円、計33,358百万円であります。なお、当該影響額は、当連結会計年度末の数値に基づいております。

退職給付に関する会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されました。

(2) 適用予定日

平成25年4月1日以降開始する連結会計年度の期末より適用する予定であります。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日以降開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

「従業員給付」（国際会計基準第19号 平成23年6月16日）

(1) 概要

確定給付負債の純額の変動の認識を繰り延べることを認めていた選択肢が削除されたこと等を中心に改正されました。

(2) 適用予定日

平成25年4月1日以降開始する連結会計年度の期首より適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
建物及び構築物	15,926百万円	15,308百万円
投資その他の資産 その他 (差入保証金)	15,200 "	15,200 "
投資有価証券	1,512 "	1,512 "
現金及び預金	1,214 "	1,335 "
機械装置及び運搬具、工具、 器具及び備品	2 "	1 "
計	33,855 "	33,358 "

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、デリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	800百万円	23,250百万円
長期借入金	23,250 "	

2 連結会計年度末日の満期手形の会計処理

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。 なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。		当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。 なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。
受取手形	44百万円	受取手形 66百万円
支払手形	10 "	支払手形 10 "

3 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
商品及び製品	49,563百万円	60,142百万円
仕掛品	3,650 "	4,538 "
原材料及び貯蔵品	18,687 "	19,870 "

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,220百万円	1,185百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売出費	111,015百万円	111,434百万円
広告費	49,290 "	47,592 "
給料・賞与	131,179 "	133,978 "
退職給付費用	10,011 "	10,058 "

2 研究開発費

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	14,673百万円	13,659百万円

なお、当期総製造費用に含まれる研究開発費はありません。

3 固定資産売却益

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

固定資産売却益は、主に土地・建物等の売却によるものであります。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

固定資産売却益は、主に土地・建物等の売却によるものであります。

4 減損損失

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。

国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
遊休資産等	建物及び構築物	神奈川県横浜市

当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産等においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、遊休資産等については、閉鎖が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物19百万円であります。海外は、中国子会社で将来の使用見込みの無くなったグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、ソフトウェア76百万円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。

用途	種類	場所
事業用資産	のれん、工具、器具及び備品	米国
	建物及び構築物等	東京都千代田区 他
遊休資産等	建物及び構築物、機械装置等	静岡県掛川市

当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産等においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、事業用資産のうち、グローバル事業におけるベアエッセシャル取得時に計上したのれんについて、売上が計画を下回って推移している状況を踏まえ総合的に勘案し、米国会計基準に基づき減損テストを実施した結果、回収可能価額まで減額し、日本基準に基づく既償却額を控除した額を特別損失に計上(28,587百万円)しております。なお、回収可能価額は割引率を10%として算出した使用価値により測定しております。

また、同社における工具、器具及び備品についてはその帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上(502百万円)しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

事業用資産のうち、建物及び構築物等については、その帳簿価額を使用価値により回収可能価額まで減額し、特別損失に計上(10百万円)しております。

遊休資産等については、生産設備の増強により稼働を中止した資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物11百万円、機械装置等11百万円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

5 構造改革費用

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

構造改革費用は、当社において、筋肉質な事業構造の構築に向けて、組織、インフラおよび業務を抜本的に見直す「事業構造改革」に伴う臨時的な費用のうち、「生産・研究開発拠点の再編」に伴う費用であり、主なものは以下のとおりであります。

固定資産減損損失 3,981百万円
解体・撤去費用等引当金計上額 1,551百万円 他

なお、構造改革費用のうち、固定資産の減損損失に係るものは、以下のとおりであります。

用途	種類	場所
遊休資産等	建物及び構築物、土地、 機械装置等	神奈川県鎌倉市、 神奈川県横浜市

当社グループは遊休資産等において、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。その結果、閉鎖が予定されているグループの資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物2,411百万円、土地950百万円、機械装置等620百万円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	837百万円	3,472百万円
組替調整額	5 "	0 "
税効果調整前	832百万円	3,473百万円
税効果額	270 "	1,175 "
その他有価証券評価差額金	561百万円	2,297百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	11,945百万円	30,849百万円
組替調整額	199 "	
為替換算調整勘定	12,144百万円	30,849百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	18百万円	37百万円
その他の包括利益合計	11,601百万円	33,184百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	400,000			400,000
合計	400,000			400,000
自己株式				
普通株式	2,052	1	52	2,002
合計	2,052	1	52	2,002

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少52千株は、ストックオプションの権利行使による51千株及び単元未満株式の買増請求による1千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予 約権						668
合計							668

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,948百万円	25円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	9,949百万円	25円00銭	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,949百万円	25円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	400,000			400,000
合計	400,000			400,000
自己株式				
普通株式	2,002	1	44	1,960
合計	2,002	1	44	1,960

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少44千株は、ストックオプションの権利行使による43千株及び単元未満株式の買取請求による0千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予 約権						846
合計							846

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,949百万円	25円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年10月31日 取締役会	普通株式	9,949百万円	25円00銭	平成24年9月30日	平成24年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,950百万円	25円00銭	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	67,121百万円	59,330百万円
有価証券勘定	26,716 "	31,933 "
計	93,838 "	91,264 "
預金期間が3ヵ月を超える 定期預金	9,516 "	9,320 "
償還期限が3ヵ月を超える 債券等	1,347 "	1,690 "
現金及び現金同等物	82,974 "	80,253 "

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
リース資産	1,973百万円	1,734百万円
リース債務	1,973 "	1,734 "

[次へ](#)

(リース取引関係)

当社または連結子会社が借主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、金型(工具、器具及び備品)、販売用什器(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 リース資産」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	4,233百万円	4,954百万円
1年超	17,460 "	21,079 "
合計	21,693 "	26,033 "

当社または連結子会社が貸主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	213百万円	160百万円
1年超	5,672 "	4,104 "
合計	5,886 "	4,264 "

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や有価証券等に限定し、また、資金調達については銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債等による方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。リスク管理のため、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びリース債務は主に投融資、設備投資及び営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引や通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、並びに外貨建借入金に係る為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や有利子負債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。(注2参照)

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (百万円)	時価() (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	67,121	67,121	
(2) 受取手形及び売掛金(貸倒引当金控除後)	111,939	111,939	
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	43,806	43,806	
(4) 支払手形、買掛金及び未払金	(92,578)	(92,578)	
(5) 短期借入金	(1,989)	(1,989)	
(6) 社債	(90,000)	(90,764)	764
(7) 長期借入金	(88,751)	(86,624)	2,127
(8) リース債務	(4,412)	(4,500)	88
(9) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(200)	(200)	
ヘッジ会計が適用されているもの		(2,874)	2,874

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (百万円)	時価() (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	59,330	59,330	
(2) 受取手形及び売掛金(貸倒引当金控除後)	117,262	117,262	
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	52,308	52,308	
(4) 支払手形、買掛金及び未払金	(83,170)	(83,170)	
(5) 短期借入金	(5,975)	(5,975)	
(6) 社債	(90,000)	(90,751)	751
(7) 長期借入金	(84,713)	(85,716)	1,002
(8) リース債務	(3,979)	(4,018)	39
(9) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(39)	(39)	
ヘッジ会計が適用されているもの		604	604

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、その他有価証券のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(4) 支払手形、買掛金及び未払金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
子会社・関連会社株式	1,220	1,185
非上場株式	8,089	8,062
投資事業有限責任組合等	996	887

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	67,121			
受取手形及び売掛金	111,939			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの (社債)	18,000	300		4,500
その他有価証券のうち満期のあるもの (投資信託)	2,655			
その他有価証券のうち満期のあるもの (投資事業有限責任組合等)	179	817		
合計	199,895	1,117		4,500

当連結会計年度(平成25年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	59,330			
受取手形及び売掛金	117,262			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの (譲渡性預金)	9,500			
その他有価証券のうち満期のあるもの (社債)	14,500	300		4,500
その他有価証券のうち満期のあるもの (投資信託)	1,869			
その他有価証券のうち満期のあるもの (投資事業有限責任組合等)	165	722		
合計	202,627	1,022		4,500

(注) 4 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成24年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,989					
社債			50,000	40,000		
長期借入金	5,915	29,944	5,139	5,139	5,058	37,553
リース債務	1,830	1,251	623	385	95	225
合計	9,734	31,195	55,763	45,525	5,154	37,779

当連結会計年度(平成25年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,975					
社債		50,000	40,000			
長期借入金	31,685	5,175	5,175	5,088	37,588	
リース債務	1,733	1,007	662	295	100	179
合計	39,394	56,183	45,838	5,383	37,689	179

[次へ](#)

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	8,131	5,446	2,684
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	2,606	2,412	194
	小計	10,737	7,859	2,878
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	3,401	4,304	902
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	25,884	25,986	102
	小計	33,068	35,090	2,022
合計		43,806	42,949	856

(注) 決算日現在の時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には回復可能性はないものと判断し、30%以上50%未満下落した場合には、当該有価証券の発行会社の財政状態及び経営成績を勘案し、回復可能性を判断しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	11,827	6,445	5,381
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	1,690	1,285	404
	小計	13,517	7,731	5,786
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,639	3,309	670
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	32,074	32,119	44
	小計	38,790	40,229	1,438
合計		52,308	47,960	4,347

(注) 決算日現在の時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には回復可能性はないものと判断し、30%以上50%未満下落した場合には、当該有価証券の発行会社の財政状態及び経営成績を勘案し、回復可能性を判断しております。

売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	603	26	258
(2) 債券			
(3) その他	576		
合計	1,179	26	258

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	187	88	14
(2) 債券			
(3) その他	282		
合計	470	88	14

減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について7百万円、時価のない株式について65百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について14百万円、時価のない株式について4百万円の減損処理を行っております。

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成24年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	3,501		3,661	159
	英ポンド	1,456		1,510	54
	豪ドル	77		82	5
	買建				
	米ドル	600		617	17
	ユーロ	302		303	1
合計					200

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振 当処理)	金利通貨スワップ取引				
	米ドル受取変動 日本円支払固定	外貨建長期 借入金	25,000	22,500	2,609

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	長期借入金	24,050	23,250	265

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建	4,305		4,304	0
	米ドル	2,297		2,256	41
	ユーロ	1,459		1,444	15
	英ポンド	97		97	0
	豪ドル				
	買建	982		970	11
米ドル	9,163		9,077	86	
	ユーロ				
合計					39

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振 当処理)	金利通貨スワップ取引				
	米ドル受取変動 日本円支払固定	外貨建長期 借入金	22,500	17,500	690

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	長期借入金	23,250		85

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職給付制度として、企業年金基金制度、退職一時金制度のほかに確定拠出型制度、退職金前払い制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、支払時に退職給付費用として処理する割増退職金等を支払う場合があります。

また、一部の在外連結子会社は、確定給付型制度、退職一時金制度及び確定拠出型制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成25年3月31日) (百万円)
退職給付債務	207,512	238,016
年金資産	159,254	171,783
未積立退職給付債務(+)	48,257	66,233
未認識数理計算上の差異	27,474	40,071
未認識過去勤務債務(注) 1	357	39
連結貸借対照表計上額純額(+ +)	21,140	26,200
前払年金費用	20,948	17,155
退職給付引当金(-)	42,089	43,355

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(注) 1 過去勤務債務の主な発生要因 平成16年9月資生堂厚生年金基金の一部を退職一時金制度へ移行しております。	(注) 1 同左
2 一部の国内連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	2 同左

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (百万円)
勤務費用(注) 1、2、3	8,162	8,247
利息費用	5,135	5,178
期待運用収益	6,359	6,353
数理計算上の差異の費用処理額(注) 4	6,421	5,715
過去勤務債務の費用処理額(注) 5	1,099	309
退職給付費用(+ + + +)	12,259	12,478

前連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

当連結会計年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

- (注) 1 簡便法を採用している場合の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。
- 2 確定拠出型制度の退職給付費用1,199百万円は、「勤務費用」に計上しております。
- 3 割増退職金及び退職一時金の引当金を超過する額801百万円は、「勤務費用」に計上しております。
- 4 一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用しております。
- 5 「2 退職給付債務に関する事項」(注) 1に記載の過去勤務債務に係る費用処理額であります。
- 6 上記退職給付費用以外に、退職金前払い制度として411百万円を計上しております。

- (注) 1 同左
- 2 確定拠出型制度の退職給付費用1,193百万円は、「勤務費用」に計上しております。
- 3 割増退職金及び退職一時金の引当金を超過する額854百万円は、「勤務費用」に計上しております。
- 4 同左
- 5 同左
- 6 上記退職給付費用以外に、退職金前払い制度として432百万円を計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
割引率	主として2.5%	主として1.6%
期待運用収益率	主として4.0%	同左
過去勤務債務の額の処理年数	主として10年	同左
数理計算上の差異の処理年数	主として10年	同左

[前へ](#) [次へ](#)

(ストックオプション等関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

- 1 スtockオプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 170百万円
- 2 スtockオプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) スtockオプションの内容

平成14年度ストックオプション			
第1回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 20名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 578,000株		
付与日	平成14年7月16日		
権利確定条件	平成16年7月1日から平成24年6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成17年7月1日から平成24年6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成18年7月1日から平成24年6月26日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成14年7月16日)以降権利確定日(平成16年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成14年7月16日)以降権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成14年7月16日)以降権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年7月16日～平成16年6月30日	平成14年7月16日～平成17年6月30日	平成14年7月16日～平成18年6月30日
権利行使期間	平成16年7月1日～平成24年6月26日。ただし、平成16年7月1日から平成17年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成17年7月1日から平成18年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成18年7月1日から平成24年6月26日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成15年度ストックオプション			
第3回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 25名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 878,000株		
付与日	平成15年7月31日		
権利確定条件	平成17年7月1日から平成25年6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成18年7月1日から平成25年6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成19年7月1日から平成25年6月26日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成15年7月31日)以降権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成15年7月31日)以降権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成15年7月31日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成15年7月31日～平成17年6月30日	平成15年7月31日～平成18年6月30日	平成15年7月31日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日。ただし、平成17年7月1日から平成18年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成18年7月1日から平成19年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成19年7月1日から平成25年6月26日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成16年度ストックオプション			
第6回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 25名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 1,004,000株		
付与日	平成16年7月26日		
権利確定条件	平成18年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成19年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成20年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年7月26日～平成18年6月30日	平成16年7月26日～平成19年6月30日	平成16年7月26日～平成20年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日、ただし、平成18年7月1日から平成19年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成19年7月1日から平成20年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成20年7月1日から平成26年6月28日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

平成17年度ストックオプション				
第9回新株予約権		第10回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 19名	当社取締役 7名 当社執行役員 19名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 408,000株	普通株式 261,000株		
付与日	平成17年7月28日	平成17年7月28日		
権利確定条件	<p>付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成20年3月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>平成17年7月28日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡等により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った場合には、割り当てられた新株予約権の数を32で除し、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った日から平成20年3月31日までの残存月数(一月に満たない場合は切り捨て)を乗じた数(小数第1位以下は切り捨て)の新株予約権の権利行使はできないものとする。</p> <p>平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その連結売上高営業利益率を8.8で除し、割り当てられた新株予約権の数に乘じた数(小数第1位以下は切り捨て)につき権利行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p>	平成19年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成20年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成21年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション
		<p>付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成21年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年7月28日～平成20年3月31日	平成17年7月28日～平成19年6月30日	平成17年7月28日～平成20年6月30日	平成17年7月28日～平成21年6月30日
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日	平成19年7月1日～平成27年6月28日。ただし、平成19年7月1日から平成20年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成20年7月1日から平成21年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成21年7月1日から平成27年6月28日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成18年度ストックオプション			
第16回・第17回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 16名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 141,000株		
付与日	平成18年8月23日		
権利確定条件	平成20年8月1日から平成28年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成21年8月1日から平成28年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成22年8月1日から平成28年7月30日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成18年8月23日)以降権利確定日(平成20年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成18年8月23日)以降権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成18年8月23日)以降権利確定日(平成22年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成18年8月23日～平成20年7月31日	平成18年8月23日～平成21年7月31日	平成18年8月23日～平成22年7月31日
権利行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日。ただし、平成20年8月1日から平成21年7月31日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成21年8月1日から平成22年7月31日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成22年8月1日から平成28年7月30日においては割り当てられた新株予約権の数の全数につき権利行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前](#) [次](#)

	平成19年度ストックオプション			
	第19回新株予約権	第20回・第21回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 5名	当社取締役 7名 当社執行役員 14名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 15,000株	普通株式 159,000株		
付与日	平成19年8月23日	平成19年8月23日		
権利確定条件	<p>付与日(平成19年8月23日)以降、権利確定日(平成20年3月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>平成19年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡等により当社の取締役・執行役員のいずれの地位も失った場合には、割り当てられた新株予約権の数を8で除し、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った日から平成20年3月31日までの残存月数(一月に満たない場合は切り捨て)を乗じた数(小数第1位以下は切り捨て)の新株予約権の権利行使はできないものとする。</p> <p>平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その連結売上高営業利益率を8.8で除し、割り当てられた新株予約権の数に乘じた数(小数第1位以下は切り捨て)につき権利行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p>	平成21年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成22年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成23年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション
		<p>付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成22年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成23年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>
対象勤務期間	平成19年8月23日～平成20年3月31日	平成19年8月23日～平成21年7月31日	平成19年8月23日～平成22年7月31日	平成19年8月23日～平成23年7月31日
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日	平成21年8月1日～平成29年7月30日。ただし、平成21年8月1日から平成22年7月31日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成22年8月1日から平成23年7月31日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成23年8月1日から平成29年7月30日においては割り当てられた新株予約権の数の全数につき権利行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成20年度ストックオプション	
第22回・第23回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 13名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 86,000株
付与日	平成20年 8月21日
権利確定条件	付与日(平成20年 8月21日)以降権利確定日(平成23年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成20年 8月21日～平成23年 7月31日
権利行使期間	平成23年 8月 1日～平成30年 7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成21年度ストックオプション	
第24回・第25回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 11名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 134,900株
付与日	平成21年 8月28日
権利確定条件	付与日(平成21年 8月28日)以降権利確定日(平成24年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成21年 8月28日～平成24年 7月31日
権利行使期間	平成24年 8月 1日～平成31年 7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成22年度ストックオプション	
第26回・第27回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 105,900株
付与日	平成22年 8月30日
権利確定条件	付与日(平成22年 8月30日)以降権利確定日(平成25年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成22年 8月30日～平成25年 7月31日
権利行使期間	平成25年 8月 1日～平成32年 7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成23年度ストックオプション
	第28回・第29回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 154,400株
付与日	平成23年8月30日
権利確定条件	付与日(平成23年8月30日)以降権利確定日(平成26年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成23年8月30日～平成26年7月31日
権利行使期間	平成26年8月1日～平成38年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	平成14年度 ストックオプション	平成15年度 ストックオプション	平成16年度 ストックオプション
	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第6回 新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	196,000	105,000	461,000
権利確定			
権利行使		1,000	6,000
失効			
未行使残	196,000	104,000	455,000
単価情報			
権利行使価格(円)	1,669	1,287	1,427
行使時平均株価(円)		1,385	1,455
付与日における公正な 評価単価(円)			

	平成17年度ストックオプション	
	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
ストックオプションの数		
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	5,000	246,000
権利確定		
権利行使	5,000	
失効		
未行使残		246,000
単価情報		
権利行使価格(円)	1	1,481
行使時平均株価(円)	1,366	
付与日における公正な 評価単価(円)		

	平成18年度ストックオプション	
	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権
ストックオプションの数		
権利確定前(株)		
前連結会計年度末 付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	67,000	74,000
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	67,000	74,000
単価情報		
権利行使価格(円)	2,300	2,300
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)	504, 533, 555 (注)	504, 533, 555 (注)

	平成19年度ストックオプション		
	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末		29,000	35,000
付与			
失効			
権利確定		29,000	35,000
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,000	52,000	43,000
権利確定		29,000	35,000
権利行使	1,000		
失効			
未行使残		81,000	78,000
単価情報			
権利行使価格(円)	1	2,615	2,615
行使時平均株価(円)	1,424		
付与日における公正な 評価単価(円)	2,372	418, 441, 494 (注)	418, 441, 494 (注)

	平成20年度ストックオプション		平成21年度ストックオプション	
	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	46,000	40,000	81,400	53,500
付与				
失効				
権利確定	46,000	40,000		
未確定残			81,400	53,500
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定	46,000	40,000		
権利行使	28,000	10,000		
失効				
未行使残	18,000	30,000		
単価情報				
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,401	1,378		
付与日における公正な 評価単価(円)	2,381	2,381	1,468	1,468

	平成22年度ストックオプション		平成23年度ストックオプション	
	第26回新株予約権	第27回新株予約権	第28回新株予約権	第29回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	59,100	46,800		
付与			90,800	63,600
失効				
権利確定				
未確定残	59,100	46,800	90,800	63,600
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				
単価情報				
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な 評価単価(円)	1,757	1,757	1,294	1,294

(注) 権利行使期間開始日ごとに個別のストックオプションとして公正な評価単価を算定しております。

3 ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)において付与された平成23年度ストックオプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法 Hull-White型の修正二項モデル

(2)主な基礎数値及び見積方法

	平成23年度ストックオプション (第28・29回新株予約権)
株価変動性(注)1	27.5%
予想残存期間(注)2	2年11ヶ月
予想配当(注)3	50円/株
無リスク利率(注)4	1.65%
行使倍率(注)5	2.00倍

(注)1 付与日から満期までの期間である14年11ヶ月間(平成8年9月30日の週から平成23年8月22日の週末)の株価実績に基づき、週次で算定しております。

2 権利行使可能となる日(平成26年8月1日)にすぐに権利行使が行われることを前提として算定しております。

3 平成23年3月期の配当実績によっております。

4 付与日から満期までの期間に対応する期間の国債利回りであります。

5 権利行使価格が1円のため、株価が2円以上であれば行使されるとして設定しております。

4 ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1 ストックオプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 239百万円

2 ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

平成14年度ストックオプション			
第1回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 20名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 578,000株		
付与日	平成14年 7月16日		
権利確定条件	平成16年 7月 1日から平成24年 6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成17年 7月 1日から平成24年 6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成18年 7月 1日から平成24年 6月26日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成14年 7月16日)以降権利確定日(平成16年 6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成14年 7月16日)以降権利確定日(平成17年 6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成14年 7月16日)以降権利確定日(平成18年 6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年 7月16日～平成16年 6月30日	平成14年 7月16日～平成17年 6月30日	平成14年 7月16日～平成18年 6月30日
権利行使期間	平成16年 7月 1日～平成24年 6月26日。ただし、平成16年 7月 1日から平成17年 6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成17年 7月 1日から平成18年 6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成18年 7月 1日から平成24年 6月26日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成15年度ストックオプション			
第3回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 25名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 878,000株		
付与日	平成15年 7月31日		
権利確定条件	平成17年 7月 1日から平成25年 6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成18年 7月 1日から平成25年 6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成19年 7月 1日から平成25年 6月26日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成15年 7月31日)以降権利確定日(平成17年 6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成15年 7月31日)以降権利確定日(平成18年 6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成15年 7月31日)以降権利確定日(平成19年 6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成15年 7月31日～平成17年 6月30日	平成15年 7月31日～平成18年 6月30日	平成15年 7月31日～平成19年 6月30日
権利行使期間	平成17年 7月 1日～平成25年 6月26日。ただし、平成17年 7月 1日から平成18年 6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成18年 7月 1日から平成19年 6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成19年 7月 1日から平成25年 6月26日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成16年度ストックオプション			
第6回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 25名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 1,004,000株		
付与日	平成16年7月26日		
権利確定条件	平成18年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成19年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成20年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年7月26日～平成18年6月30日	平成16年7月26日～平成19年6月30日	平成16年7月26日～平成20年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日、ただし、平成18年7月1日から平成19年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成19年7月1日から平成20年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成20年7月1日から平成26年6月28日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成17年度ストックオプション			
第10回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 19名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 261,000株		
付与日	平成17年7月28日		
権利確定条件	平成19年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成20年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成21年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成21年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年7月28日～平成19年6月30日	平成17年7月28日～平成20年6月30日	平成17年7月28日～平成21年6月30日
権利行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日、ただし、平成19年7月1日から平成20年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成20年7月1日から平成21年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成21年7月1日から平成27年6月28日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年度ストックオプション			
第16回・第17回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 16名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 141,000株		
付与日	平成18年 8月23日		
権利確定条件	平成20年 8月 1日から平成28年 7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成21年 8月 1日から平成28年 7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成22年 8月 1日から平成28年 7月30日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成18年 8月23日)以降権利確定日(平成20年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成18年 8月23日)以降権利確定日(平成21年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成18年 8月23日)以降権利確定日(平成22年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成18年 8月23日～平成20年 7月31日	平成18年 8月23日～平成21年 7月31日	平成18年 8月23日～平成22年 7月31日
権利行使期間	平成20年 8月 1日～平成28年 7月30日。ただし、平成20年 8月 1日から平成21年 7月31日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成21年 8月 1日から平成22年 7月31日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成22年 8月 1日から平成28年 7月30日においては割り当てられた新株予約権の数の全数につき権利行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成19年度ストックオプション			
第20回・第21回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 14名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 159,000株		
付与日	平成19年 8月23日		
権利確定条件	平成21年 8月 1日から平成29年 7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成22年 8月 1日から平成29年 7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成23年 8月 1日から平成29年 7月30日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成19年 8月23日)以降権利確定日(平成21年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成19年 8月23日)以降権利確定日(平成22年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成19年 8月23日)以降権利確定日(平成23年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成19年 8月23日～平成21年 7月31日	平成19年 8月23日～平成22年 7月31日	平成19年 8月23日～平成23年 7月31日
権利行使期間	平成21年 8月 1日～平成29年 7月30日。ただし、平成21年 8月 1日から平成22年 7月31日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成22年 8月 1日から平成23年 7月31日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成23年 8月 1日から平成29年 7月30日においては割り当てられた新株予約権の数の全数につき権利行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成20年度ストックオプション
	第22回・第23回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 13名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 86,000株
付与日	平成20年8月21日
権利確定条件	付与日(平成20年8月21日)以降権利確定日(平成23年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成20年8月21日～平成23年7月31日
権利行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成21年度ストックオプション
	第24回・第25回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 11名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 134,900株
付与日	平成21年8月28日
権利確定条件	付与日(平成21年8月28日)以降権利確定日(平成24年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成21年8月28日～平成24年7月31日
権利行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成22年度ストックオプション
	第26回・第27回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 105,900株
付与日	平成22年8月30日
権利確定条件	付与日(平成22年8月30日)以降権利確定日(平成25年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成22年8月30日～平成25年7月31日
権利行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成23年度ストックオプション	
第28回・第29回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 154,400株
付与日	平成23年8月30日
権利確定条件	付与日(平成23年8月30日)以降権利確定日(平成26年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成23年8月30日～平成26年7月31日
権利行使期間	平成26年8月1日～平成38年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成24年度ストックオプション	
第30回・第31回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 14名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 209,000株
付与日	平成24年8月30日
権利確定条件	付与日(平成24年8月30日)以降権利確定日(平成27年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成24年8月30日～平成27年7月31日
権利行使期間	平成27年8月1日～平成39年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	平成14年度 ストックオプション	平成15年度 ストックオプション	平成16年度 ストックオプション
	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第6回 新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	196,000	104,000	455,000
権利確定			
権利行使		7,000	
失効	196,000		
未行使残		97,000	455,000
単価情報			
権利行使価格(円)	1,669	1,287	1,427
行使時平均株価(円)		1,308	
付与日における公正な 評価単価(円)			

	平成17年度 ストックオプション	平成18年度 ストックオプション	
	第10回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	246,000	67,000	74,000
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	246,000	67,000	74,000
単価情報			
権利行使価格(円)	1,481	2,300	2,300
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な 評価単価(円)		504,533,555 (注)	504,533,555 (注)

	平成19年度ストックオプション		平成20年度ストックオプション	
	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	81,000	78,000	18,000	30,000
権利確定				
権利行使				9,000
失効				
未行使残	81,000	78,000	18,000	21,000
単価情報				
権利行使価格(円)	2,615	2,615	1	1
行使時平均株価(円)				1,203
付与日における公正な 評価単価(円)	418,441,494 (注)	418,441,494 (注)	2,381	2,381

	平成21年度ストックオプション		平成22年度ストックオプション	
	第24回新株予約権	第25回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	81,400	53,500	59,100	46,800
付与				
失効				
権利確定	81,400	53,500		
未確定残			59,100	46,800
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定	81,400	53,500		
権利行使	17,700	9,400		
失効				
未行使残	63,700	44,100		
単価情報				
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,126	1,276		
付与日における公正な 評価単価(円)	1,468	1,468	1,757	1,757

	平成23年度ストックオプション		平成24年度ストックオプション	
	第28回新株予約権	第29回新株予約権	第30回新株予約権	第31回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	90,800	63,600		
付与			108,600	100,400
失効				
権利確定				
未確定残	90,800	63,600	108,600	100,400
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				
単価情報				
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	1,294	1,294	1,001	1,001

(注) 権利行使期間開始日ごとに個別のストックオプションとして公正な評価単価を算定しております。

3 スtockオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)において付与された平成24年度ストックオプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法 Hull-White型の修正二項モデル

(2)主な基礎数値及び見積方法

	平成24年度ストックオプション (第30・31回新株予約権)
株価変動性(注)1	27.3%
予想残存期間(注)2	2年11ヶ月
予想配当(注)3	50円/株
無リスク利率(注)4	1.41%
行使倍率(注)5	2.00倍

(注)1 付与日から満期までの期間である14年11ヶ月間(平成9年9月29日の週から平成24年8月20日の週末)の株価実績に基づき、週次で算定しております。

2 権利行使可能となる日(平成27年8月1日)にすぐに権利行使が行われることを前提として算出しております。

3 平成24年3月期の配当実績によっております。

4 付与日から満期までの期間に対応する期間の国債利回りであります。

5 権利行使価格が1円のため、株価が2円以上であれば行使されるとして設定しております。

4 スtockオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	8,249百万円	9,372百万円
退職給付引当金	7,306 "	9,051 "
たな卸資産 固定資産等の 未実現利益	2,213 "	6,591 "
未払費用	5,317 "	6,507 "
金融資産評価損	3,766 "	4,207 "
減価償却費	3,761 "	4,689 "
賞与引当金	4,638 "	3,698 "
返品調整引当金	1,469 "	1,386 "
税務上の繰越欠損金	1,512 "	846 "
その他有価証券評価差額金		477 "
未払事業税等	243 "	476 "
その他	4,528 "	4,640 "
繰延税金資産小計	43,007 "	51,946 "
評価性引当額	3,117 "	2,959 "
繰延税金資産合計	39,889 "	48,987 "
繰延税金負債		
のれん及びその他の無形固定資産	25,393 "	27,711 "
その他有価証券評価差額金	510 "	2,241 "
子会社の留保利益金	727 "	870 "
買換資産圧縮積立金	832 "	808 "
その他	2,124 "	978 "
繰延税金負債合計	29,587 "	32,608 "
繰延税金資産の純額	10,302 "	16,378 "

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	19,860百万円	24,943百万円
固定資産 - 繰延税金資産	18,084 "	20,373 "
流動負債 - 繰延税金負債	20 "	8 "
固定負債 - 繰延税金負債	27,622 "	28,931 "
繰延税金資産の純額	10,302 "	16,378 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	41.0%	
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.4 "	
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	0.7 "	
未実現利益	9.2 "	
税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	7.1 "	
税額控除	1.4 "	
在外子会社との実効税率差異	1.7 "	
評価性引当額の増減	3.0 "	
その他	2.9 "	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.2 "	

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に化粧品を製造・販売しており、国内・グローバルのエリア別を基本とした事業部制のもと、本社事業部が各事業の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社のセグメントはエリア別で構成されており、「国内化粧品事業」「グローバル事業」の2つを報告セグメントとしております。

「国内化粧品事業」は、国内における化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレットリー製品の製造・販売)、ヘルスケア事業(美容食品、一般用医薬品の製造・販売)、ノン資生堂・通販化粧品の製造・販売等を包括しております。

「グローバル事業」は、海外における化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレットリー製品の製造・販売)及び国内外におけるプロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)を包括しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の取引価格及び振替価格は市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円) (注)1	計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	353,789	319,678	8,917	682,385	-	682,385
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,049	2,290	5,085	9,425	9,425	-
計	355,838	321,969	14,003	691,810	9,425	682,385
セグメント利益	29,459	8,212	1,381	39,052	82	39,135
セグメント資産	210,319	406,674	45,391	662,384	58,323	720,707
その他の項目						
減価償却費	15,183	14,382	1,079	30,645	36	30,682
のれんの償却額	141	5,377	-	5,519	-	5,519
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	17,457	16,486	357	34,301	-	34,301

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去 82百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間消去 2,564百万円及び、各報告セグメントに配分していない全社資産の金額 60,888百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産及びセグメント間消去に係る減価償却費であります。

なお、減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用が含まれております。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理していましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より取得時費用処理に変更しました。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円) (注)1	計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	345,882	322,349	9,494	677,727	-	677,727
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,897	2,870	5,209	9,977	9,977	-
計	347,780	325,220	14,704	687,705	9,977	677,727
セグメント利益又は損失 ()	27,508	3,288	1,964	26,184	138	26,045
セグメント資産	205,464	401,776	44,396	651,637	63,740	715,377
その他の項目						
減価償却費	14,882	16,124	1,007	32,015	31	32,046
のれんの償却額	141	5,349	-	5,491	-	5,491
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	12,908	15,169	220	28,298	-	28,298

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品、精製・分析機器等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去 138百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間消去 2,648百万円及び、各報告セグメントに配分していない全社資産の金額66,388百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産及びセグメント間消去に係る減価償却費であります。

なお、減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用が含まれております。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、減価償却の方法の変更により、当連結会計年度の国内化粧品事業、グローバル事業及びその他のセグメント利益又は損失に及ぼす影響は軽微であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品事業に係る外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州		欧州	アジア・オセアニア		合計
		内、米国			内、中国	
379,963	90,484	77,643	82,219	129,717	89,144	682,385

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州		欧州	アジア・オセアニア	合計
		内、米国			
91,472	13,303	13,245	7,459	17,562	129,796

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品事業に係る外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州		欧州	アジア・オセアニア		合計
		内、米国			内、中国	
373,252	92,973	80,456	79,127	132,374	90,723	677,727

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州		欧州	アジア・オセアニア		合計
		内、米国			内、中国	
83,999	14,852	14,630	8,193	20,760	14,129	127,805

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
減損損失	11	84	0	96

当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
減損損失	3,067	30,006	29	33,103

(注) 1 「グローバル事業」の金額は、主に米国子会社ののれんに係るものであります。

2 減損損失のうち「国内化粧品事業」3,044百万円、「グローバル事業」907百万円、「その他」29百万円は構造改革費用に含めております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
当期末残高	1,419	83,120	-	84,539

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
当期末残高	1,277	55,850	-	57,127

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (平成24年3月31日)	当連結会計年度末 (平成25年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額(円)	729.89	722.42
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	303,715	303,734
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	13,221	16,180
(うち新株予約権(百万円))	(668)	(846)
(うち少数株主持分(百万円))	(12,553)	(15,334)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	290,494	287,553
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	397,997	398,039

項目	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失()(円)	36.47	36.90
(算定上の基礎)		
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	14,515	14,685
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失()(百万円)	14,515	14,685
普通株式の期中平均株式数(千株)	397,974	398,007
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	36.44	
(算定上の基礎)		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	306	
(うち新株予約権方式によるストック オプション(千株))	(306)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権方式によるストック オプション (新株予約権1,197個) 普通株式1,197千株 詳細は、「第4 提出会社の状 況の1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	新株予約権方式によるストック オプション (新株予約権1,098個) 普通株式1,098千株 詳細は、「第4 提出会社の状 況の1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失を計上したため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)資生堂 (当社)	第5回無担保普通社債	平成21年 12月9日	50,000	50,000	0.65	なし	平成26年 12月9日
(株)資生堂 (当社)	第6回無担保普通社債	平成22年 6月22日	40,000	40,000	0.55	なし	平成27年 6月22日
合計			90,000	90,000			

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
	50,000	40,000		

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,989	5,975	5.50	
1年内返済予定の長期借入金	5,915	31,685	0.98	
1年内返済予定のリース債務	1,830	1,733	2.74	
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	82,836	53,028	0.35	平成26年～平成29年
リース債務(1年内返済予定のものを除く。)	2,581	2,245	2.87	平成26年～平成33年
合計	95,153	94,669		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年内返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,175	5,175	5,088	37,588
リース債務	1,007	662	295	100

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社の関係会社である資生堂ドイツラングGmbHは、2008年7月4日にドイツ連邦カルテル庁から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(72万8千ユーロ)の納付命令を受けました。しかしながら、勧告内容については資生堂ドイツラングGmbHの認識と齟齬があるため、資生堂ドイツラングGmbHはドイツ連邦カルテル庁に異議申立を行いました。現在は、デュッセルドルフ高等裁判所で争われております。

(当連結会計年度における四半期情報等)

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	149,447	333,631	484,788	677,727
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失() (百万円)	2,868	7,527	9,827	6,442
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (百万円)	1,274	5,020	4,561	14,685
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	3.20	12.62	11.46	36.90

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	3.20	15.82	1.15	48.36

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,048	7,684
受取手形	1 142	1 155
売掛金	2 81,655	2 80,211
有価証券	24,061	30,064
商品及び製品	6,682	8,241
仕掛品	1,779	2,073
原材料及び貯蔵品	7,082	6,251
前払費用	2,410	2,172
関係会社短期貸付金	1,162	1,372
未収入金	2 10,229	2 10,203
未収還付法人税等	2,136	-
繰延税金資産	6,934	6,065
その他	1,940	137
流動資産合計	157,265	154,632
固定資産		
有形固定資産		
建物	70,498	68,222
減価償却累計額	50,936	52,208
建物(純額)	19,561	16,013
構築物	5,663	5,465
減価償却累計額	4,906	4,907
構築物(純額)	756	558
機械及び装置	47,164	46,035
減価償却累計額	42,961	42,730
機械及び装置(純額)	4,203	3,304
車両運搬具	471	447
減価償却累計額	456	439
車両運搬具(純額)	14	7
工具、器具及び備品	21,687	20,916
減価償却累計額	17,568	17,344
工具、器具及び備品(純額)	4,119	3,572
土地	23,348	22,252
リース資産	6,001	4,917
減価償却累計額	3,593	2,438
リース資産(純額)	2,407	2,478
建設仮勘定	1,927	3,414
有形固定資産合計	56,338	51,601

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
無形固定資産		
特許権	27	46
借地権	99	-
電話加入権	124	124
ソフトウェア	7,373	8,714
ソフトウェア仮勘定	3,831	2,170
リース資産	164	219
その他	1	3
無形固定資産合計	11,621	11,278
投資その他の資産		
投資有価証券	24,064	26,998
関係会社株式	289,251	288,332
その他の関係会社有価証券	16,737	16,737
出資金	824	787
関係会社出資金	11,241	11,816
従業員に対する長期貸付金	0	-
関係会社長期貸付金	4,464	4,702
前払年金費用	9,244	8,134
長期前払費用	248	245
繰延税金資産	7,247	8,014
その他	7,923	7,701
貸倒引当金	1,057	1,055
投資その他の資産合計	370,191	372,415
固定資産合計	438,151	435,296
資産合計	595,417	589,928

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3,279	1,293
買掛金	2 28,184	2 25,633
1年内返済予定の長期借入金	2,500	5,000
リース債務	1,161	1,080
未払金	2 27,042	2 20,076
未払費用	851	557
未払法人税等	-	2,377
預り金	360	429
関係会社預り金	35,531	36,614
返品調整引当金	5,308	5,757
賞与引当金	3,801	2,963
役員賞与引当金	395	268
構造改革引当金	-	361
資産除去債務	-	44
その他	213	1,254
流動負債合計	108,631	103,713
固定負債		
社債	90,000	90,000
長期借入金	57,500	52,500
リース債務	1,489	1,719
退職給付引当金	14,362	14,661
債務保証損失引当金	350	380
環境対策引当金	332	328
構造改革引当金	-	1,396
資産除去債務	794	758
その他	1,416	1,508
固定負債合計	166,245	163,251
負債合計	274,877	266,964

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,506	64,506
資本剰余金		
資本準備金	70,258	70,258
その他資本剰余金	5	-
資本剰余金合計	70,263	70,258
利益剰余金		
利益準備金	16,230	16,230
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	172,211	172,425
利益剰余金合計	188,442	188,656
自己株式	3,778	3,697
株主資本合計	319,434	319,722
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	437	2,394
評価・換算差額等合計	437	2,394
新株予約権	668	846
純資産合計	320,540	322,963
負債純資産合計	595,417	589,928

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高		
製品売上高	1 193,392	1 186,783
商品売上高	1 31,504	1 33,621
売上高合計	224,897	220,404
売上原価		
製品期首たな卸高	2,650	2,941
当期製品製造原価	94,105	88,673
製品他勘定振替高	2 10,922	2 9,006
製品期末たな卸高	2,941	3,712
差引	82,892	78,894
商品期首たな卸高	2,655	3,741
当期商品仕入高	21,447	23,485
商品期末たな卸高	3,741	4,528
差引	20,362	22,698
売上原価	103,254	101,593
売上総利益	121,643	118,810
販売費及び一般管理費	3 123,963	3 115,529
営業利益又は営業損失()	2,320	3,280
営業外収益		
受取利息	178	161
有価証券利息	42	-
受取配当金	1 8,775	1 18,629
為替差益	-	788
投資事業組合運用益	1 1,403	1 1,420
受取ロイヤリティー	1 3,013	1 2,972
その他	1,892	1,406
営業外収益合計	1 15,306	1 25,378
営業外費用		
支払利息	443	428
社債利息	544	541
為替差損	213	-
投資事業組合運用損	81	86
その他	656	522
営業外費用合計	1 1,939	1 1,578
経常利益	11,046	27,080

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	4 709	4 1,037
投資有価証券売却益	26	88
リース解約益	4	3
特別利益合計	739	1,128
特別損失		
減損損失	5 19	5 22
構造改革費用	-	6 5,782
固定資産処分損	462	259
投資有価証券売却損	-	1
投資有価証券評価損	65	4
関係会社株式売却損	34	-
関係会社株式評価損	51	918
出資金評価損	7	14
リース解約損	28	26
関係会社清算損	68	-
特別損失合計	736	7,031
税引前当期純利益	11,049	21,178
法人税、住民税及び事業税	1,103	2,057
法人税等調整額	3,677	998
法人税等合計	2,573	1,058
当期純利益	8,476	20,119

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費	1	63,413	67.3	59,508	66.9
労務費		14,853	15.8	14,980	16.8
経費	2	15,965	16.9	14,477	16.3
当期総製造費用		94,233	100.0	88,967	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,651		1,779	
合計		95,884		90,746	
期末仕掛品たな卸高		1,779		2,073	
当期製品製造原価		94,105		88,673	

- 1 原材料費に含まれる外注加工費は、前事業年度12,505百万円、当事業年度12,551百万円であります。
2 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注加工費	4,233百万円	3,834百万円
減価償却費	4,598 "	3,794 "
修繕費	1,633 "	1,401 "

(原価計算の方法)

標準原価に基づく単純総合原価計算を採用し、原価差額は期末に売上原価、製品及び仕掛品に配賦しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	64,506	64,506
当期末残高	64,506	64,506
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	70,258	70,258
当期末残高	70,258	70,258
その他資本剰余金		
当期首残高	-	5
当期変動額		
自己株式の処分	5	5
当期変動額合計	5	5
当期末残高	5	-
資本剰余金合計		
当期首残高	70,258	70,263
当期変動額		
自己株式の処分	5	5
当期変動額合計	5	5
当期末残高	70,263	70,258
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	16,230	16,230
当期末残高	16,230	16,230
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	183,633	172,211
当期変動額		
剰余金の配当	19,898	19,899
当期純利益	8,476	20,119
自己株式の消却	-	-
自己株式の処分	0	5
当期変動額合計	11,421	213
当期末残高	172,211	172,425
利益剰余金合計		
当期首残高	199,864	188,442
当期変動額		
剰余金の配当	19,898	19,899
当期純利益	8,476	20,119
自己株式の消却	-	-
自己株式の処分	0	5
当期変動額合計	11,421	213
当期末残高	188,442	188,656

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	3,874	3,778
当期変動額		
自己株式の取得	2	2
自己株式の消却	-	-
自己株式の処分	98	83
当期変動額合計	96	80
当期末残高	3,778	3,697
株主資本合計		
当期首残高	330,753	319,434
当期変動額		
剰余金の配当	19,898	19,899
当期純利益	8,476	20,119
自己株式の取得	2	2
自己株式の処分	104	71
当期変動額合計	11,319	288
当期末残高	319,434	319,722
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	50	437
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	387	1,956
当期変動額合計	387	1,956
当期末残高	437	2,394
評価・換算差額等合計		
当期首残高	50	437
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	387	1,956
当期変動額合計	387	1,956
当期末残高	437	2,394
新株予約権		
当期首残高	590	668
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	77	177
当期変動額合計	77	177
当期末残高	668	846

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	331,395	320,540
当期変動額		
剰余金の配当	19,898	19,899
当期純利益	8,476	20,119
自己株式の取得	2	2
自己株式の処分	104	71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	464	2,134
当期変動額合計	10,855	2,423
当期末残高	320,540	322,963

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法によっております。

時価のないもの

…移動平均法による原価法。ただし、投資事業有限責任組合等への出資は組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を除く)は定額法、建物以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

また、主要な固定資産については、その資産の耐久度、陳腐化の程度及び特殊性等を勘案した独自の耐用年数を設定しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～40年

構築物 5～30年

機械及び装置 4～10年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品率及び市場の流通状況を勘案して見積もった損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当事業年度の負担見込額を計上しております。なお、取締役を兼務しない執行役員に対する賞与引当金を含んでおり、その計上基準は役員賞与引当金と同様であります。

(4) 役員賞与引当金

執行役員を兼務する取締役に對する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当事業年度の負担見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(7) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

(8) 構造改革引当金

構造改革に伴い発生する費用および損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理(特例処理,振当処理)の要件を満たす金利通貨スワップ取引については、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建借入金及び利息

ヘッジ方針

金利通貨スワップについては、外貨建借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

一体処理によっており、有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法による場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ94百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

1 事業年度末日の満期手形の会計処理

前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
当事業年度末日の満期手形の会計処理については、 手形交換日をもって決済しております。		同左	
なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。			
受取手形	14百万円	受取手形	21百万円

2 関係会社に対する債権・債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
売掛金	80,345百万円	78,935百万円
未収入金	9,702 "	9,630 "
買掛金	2,535 "	2,629 "
未払金	2,244 "	1,973 "

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資生堂アメリカズCorp.	1,654百万円	韓国資生堂Co.,Ltd.	756百万円
韓国資生堂Co.,Ltd.	383 "	資生堂オーストラリアPty.,Ltd.	87 "
資生堂オーストラリアPty.,Ltd.	76 "	資生堂プロフェッショナル韓国Co.,Ltd.	84 "
資生堂ドイツュラントGmbH	4 "	資生堂アメリカズCorp.	13 "
計	2,118 "	計	941 "

(注) 外貨建の債務保証額は決算日の為替相場によって換算しております。

[次へ](#)

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
製品売上高	192,170百万円	185,506百万円
商品売上高	27,441 "	29,252 "
受取配当金	7,987 "	18,015 "
受取ロイヤリティー	3,012 "	2,972 "
投資事業組合運用益	1,380 "	1,382 "
上記以外の営業外収益の合計	665 "	478 "
上記以外の営業外費用の合計	276 "	178 "

2 製品他勘定振替高内訳

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費へ	6,380百万円	5,471百万円
未収入金へ	3,409 "	2,714 "
その他へ	1,132 "	820 "
合計	10,922 "	9,006 "

3 (1) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売出費	28,047百万円	26,348百万円
広告費	22,773 "	18,457 "
給料・賞与	17,564 "	17,793 "
試験研究費	11,838 "	10,762 "
業務委託料	9,547 "	8,996 "
減価償却費	4,411 "	4,548 "
退職給付費用	2,055 "	2,187 "
おおよその割合		
販売費	70.9%	70.3%
一般管理費	29.1 "	29.7 "

(2) 研究開発費

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	13,884百万円	12,789百万円

なお、当期総製造費用に含まれる研究開発費はありません。

4 固定資産売却益

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

固定資産売却益は、主に土地・建物等の売却によるものであります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

固定資産売却益は、主に土地・建物等の売却によるものであります。

5 減損損失

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

減損損失は、当社の固定資産に係る減損損失であります。

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
遊休資産等	建物等	神奈川県横浜市

当社は事業用資産においては、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産等においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、遊休資産等については、閉鎖が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物等19百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

減損損失は、当社の固定資産に係る減損損失であります。

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
遊休資産等	建物及び構築物、機械装置等	静岡県掛川市

当社は事業用資産においては、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産等においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、遊休資産等については、生産設備の増強により稼働を中止した資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物11百万円、機械装置等11百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

6 構造改革費用

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

構造改革費用は、当社において、筋肉質な事業構造の構築に向けて、組織、インフラ及び業務を抜本的に見直す「事業構造改革」に伴う臨時的な費用のうち、「生産・研究開発拠点の再編」に伴う費用であり、主なものは以下のとおりであります。

固定資産減損損失 4,018百万円

解体・撤去費用等引当金計上額 1,551百万円 他

なお、構造改革費用のうち、固定資産の減損損失に係るものは、以下のとおりであります。

用途	種類	場所
遊休資産等	建物及び構築物、土地、 機械装置等	神奈川県鎌倉市、 神奈川県横浜市

当社は遊休資産等において、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。その結果、閉鎖が予定されているグループの資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物2,448百万円、土地950百万円、機械装置等620百万円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	2,052	1	52	2,002
合計	2,052	1	52	2,002

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少52千株は、ストックオプションの権利行使による51千株及び単元未満株式の買増請求による1千株であります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	2,002	1	44	1,960
合計	2,002	1	44	1,960

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少44千株は、ストックオプションの権利行使による43千株及び単元未満株式の買増請求による0千株であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

当社が借主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、金型（工具、器具及び備品）、販売用什器（工具、器具及び備品）であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針 4 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	3,143百万円	3,141百万円
1年超	6,620 "	3,478 "
合計	9,763 "	6,620 "

当社が貸主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	213百万円	160百万円
1年超	5,672 "	4,104 "
合計	5,886 "	4,264 "

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	288,844
関連会社株式	406

当社保有の子会社株式または関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれるため、時価を把握することが極めて困難と認められます。

当事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	287,926
関連会社株式	406

当社保有の子会社株式または関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれるため、時価を把握することが極めて困難と認められます。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	15,124百万円	15,498百万円
減価償却費	4,534 "	5,555 "
たな卸資産	3,264 "	3,213 "
金融資産評価損	2,164 "	2,144 "
退職給付引当金	1,842 "	2,349 "
賞与引当金	1,626 "	1,270 "
返品調整引当金	817 "	716 "
その他	2,069 "	2,188 "
繰延税金資産小計	31,442 "	32,936 "
評価性引当額	16,437 "	17,085 "
繰延税金資産合計	15,005 "	15,850 "
繰延税金負債		
会社分割による固定資産評価差額	378 "	378 "
その他有価証券評価差額金	246 "	1,346 "
未収還付事業税	141 "	
資産除去債務に対応する除去費用	56 "	45 "
繰延税金負債合計	823 "	1,770 "
繰延税金資産の純額	14,181 "	14,079 "

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	6,934百万円	6,065百万円
固定資産 - 繰延税金資産	7,247 "	8,014 "
繰延税金資産の純額	14,181 "	14,079 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	41.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9 "	1.2 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	30.0 "	32.0 "
税額控除	5.0 "	4.5 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	13.8 "	
その他	0.6 "	2.3 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.3 "	5.0 "

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎、1株当たり当期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 平成24年3月31日	当事業年度末 平成25年3月31日
(1) 1株当たり純資産額(円)	803.70	809.26
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	320,540	322,963
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	668	846
(うち新株予約権(百万円))	(668)	(846)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	319,872	322,117
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	397,997	398,039

項目	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益(円)	21.30	50.55
(算定上の基礎)		
当期純利益(百万円)	8,476	20,119
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,476	20,119
普通株式の期中平均株式数(千株)	397,974	398,007
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	21.28	50.49
(算定上の基礎)		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	306	469
(うち新株予約権方式によるストック オプション(千株))	(306)	(469)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権方式によるストック オプション (新株予約権 1,197個) 普通株式 1,197千株 詳細は、「第4 提出会社の状 況の1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	新株予約権方式によるストック オプション (新株予約権 1,098個) 普通株式 1,098千株 詳細は、「第4 提出会社の状 況の1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	其他有価証券	[金融]		
		(株)みずほフィナンシャルグループ 第十三回第十三種優先株式	5,000,000	5,000
		(株)みずほフィナンシャルグループ	16,625,600	3,308
		(株)みずほフィナンシャルグループ 第十一回第十一種優先株式	5,000,000	2,421
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,496,560	1,393
		三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,432,000	634
		[保険]		
		東京海上ホールディングス(株)	300,000	795
		[その他製造]		
		凸版印刷(株)	1,628,300	1,100
		大日本印刷(株)	871,750	772
(株)メディカルホールディングス	562,650	748		
小野薬品工業(株)	117,000	670		
その他(上場30銘柄)		4,220		
その他(非上場66銘柄)		649		
	小計		21,715	
計			21,715	

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	大和証券キャピタル・マーケット(株) コマーシャル・ペーパー	8,500
		東京センチュリーリース(株) コマーシャル・ペーパー	6,000
		小計	14,500
投資有価証券	その他有価証券	期限前償還条項付元本確保型 円/米ドル・日経平均リンク債	1,500
		ハイパー・リバース・デュアル・ カレンシー債	1,000
		その他(5銘柄)	2,300
		小計	4,800
計		19,300	18,574

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	〔証券投資信託受益証券〕	
		JPモルガン円建てキャッシュ・ リクイディティ・ファンド	5,063,376,480
		大和マネー・マネージメント・ ファンド	1,002,465,901
		小計	
		〔譲渡性預金〕	
		三井住友信託銀行譲渡性預金	
三井住友銀行譲渡性預金			
	小計		9,500
投資有価証券	その他有価証券	証券投資信託受益証券(1銘柄)	300,000
		小計	
		〔投資事業有限責任組合等〕	
		ピーアイティ-第一号ファンド	
		その他(6銘柄)	
	小計		887
計			16,773

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	70,498	798	3,074 (2,362)	68,222	52,208	1,939	16,013
構築物	5,663	10	208 (97)	5,465	4,907	105	558
機械及び装置	47,164	1,271	2,399 (472)	46,035	42,730	1,654	3,304
車両運搬具	471	7	31 (0)	447	439	14	7
工具、器具 及び備品	21,687	449	1,220 (20)	20,916	17,344	963	3,572
土地	23,348		1,095 (950)	22,252			22,252
リース資産	6,001	1,472	2,557 (34)	4,917	2,438	1,340	2,478
建設仮勘定	1,927	4,032	2,545	3,414			3,414
有形固定資産計	176,762	8,041	13,132 (3,937)	171,670	120,068	6,018	51,601

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
無形固定資産							
特許権	34	25	0	58	12	5	46
借地権	99		99 (99)				
電話加入権	124			124			124
ソフトウェア	16,712	5,242	6,644 (4)	15,310	6,596	3,886	8,714
ソフトウェア 仮勘定	3,831	1,727	3,388	2,170			2,170
リース資産	300	146	64 (0)	383	163	91	219
その他	17	2		19	15	0	3
無形固定資産計	21,119	7,145	10,197 (103)	18,066	6,787	3,984	11,278
長期前払費用	248	355	358	245			245

- (注) 1 「当期減少額」欄の()内は内数で、当期の減損損失の計上額であります。
なお、減損損失の一部は、構造改革費用に含まれております。
- 2 ソフトウェアの減少は、主として基幹システムによるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注) 1	1,057	1,055		1,057	1,055
返品調整引当金(注) 2	5,308	5,757		5,308	5,757
賞与引当金	3,801	2,963	3,801		2,963
役員賞与引当金	395	268	395		268
債務保証損失引当金	350	30			380
環境対策引当金	332		3		328
構造改革引当金		1,758			1,758

- (注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の欄の金額は、貸倒懸念債権の回収不能見込額の洗替額であります。
- 2 返品調整引当金の「当期減少額(その他)」の欄の金額は、前事業年度計上額の洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	11
預金	
当座預金	3,823
普通預金	2,983
定期預金	796
その他	68
小計	7,673
合計	7,684

受取手形

(相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
片山科学工業(株)	24
(株)日本点眼薬研究所	24
キャタレントジャパン(株)	23
(株)寿ケミカル	17
(株)杉山商事	12
その他	53
合計	155

(期日別内訳)

期日	平成25年4月	5月	6月	7月以降	合計
金額(百万円)	54(注)	69	12	18	155

(注) 当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、当事業年度末日の満期手形21百万円を含めて計上しております。

売掛金
(相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
資生堂販売㈱	40,841
(株)資生堂インターナショナル	10,779
(株)エフティ 資生堂	10,526
資生堂フィテイト(株)	3,981
資生堂薬品(株)	1,646
その他	12,434
合計	80,211

(売掛金の発生及び回収並びに滞留状況)

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
81,655	247,418	248,862	80,211	75.6	119

(注) 1 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

2 回収率及び滞留期間の算出方法

$$\text{回収率} \dots\dots \frac{\text{当期回収高}}{\text{当期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

$$\text{滞留期間} \dots\dots \frac{\frac{\text{当期首残高} + \text{当期末残高}}{2}}{\frac{\text{当期発生高}}{365\text{日}}}$$

たな卸資産
(商品及び製品)

事業区分	金額(百万円)
国内化粧品事業	1,626
グローバル事業	5,454
その他	1,160
合計	8,241

(仕掛品)

事業区分	金額(百万円)
国内化粧品事業	1,554
グローバル事業	235
その他	283
合計	2,073

(原材料及び貯蔵品)

事業区分	金額(百万円)
国内化粧品事業	4,571
グローバル事業	1,562
その他	117
合計	6,251

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
資生堂アメリカズCorp.	206,896
資生堂インターナショナルヨーロッパS.A.	32,545
(株)エフティ資生堂	14,902
資生堂販売(株)	8,041
資生堂香港有限公司	6,675
その他	19,271
合計	288,332

その他の関係会社有価証券

銘柄	金額(百万円)
匿名組合セラン	11,600
資生堂ベトナムInc.	3,981
資生堂コスメティクスベトナムCo.,Ltd.	1,155
合計	16,737

支払手形
 (相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
日本電気(株)	185
長瀬産業(株)	181
伊藤忠商事(株)	135
ジェイオーコスメティックス(株)	85
新日本理化(株)	65
その他	640
合計	1,293

(期日別内訳)

期日	平成25年4月	5月	6月	合計
金額(百万円)	504	427	360	1,293

買掛金
 (相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
みずほファクター(株)	17,109
(株)吉野工業所	960
資生堂ベトナムInc.	752
(株)ピエールファーブルジャパン	548
資生堂アメリカInc.	440
その他	5,823
合計	25,633

関係会社預り金

相手先	金額(百万円)
(株)エフティ資生堂	8,880
資生堂インターナショナルヨーロッパS.A.	8,749
資生堂販売(株)	6,503
資生堂プロフェッショナル(株)	3,089
(株)ザ・ギンザ	1,936
その他	7,455
合計	36,614

社債

区分	銘柄	発行年月日	金額(百万円)
社債	平成26年12月9日満期0.648%利付 第5回無担保普通社債	平成21年12月9日	50,000
	平成27年6月22日満期0.547%利付 第6回無担保普通社債	平成22年6月22日	40,000
合計			90,000

長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	27,500(5,000)
三菱UFJ信託銀行(株)	12,000
三井住友信託銀行(株)	10,000
シンジケートローン	8,000
合計	57,500(5,000)

(注) 1 シンジケートローンは、(株)三菱東京UFJ銀行を幹事とするものであります。

2 金額の()内は内数で、1年内返済予定の長期借入金であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告が掲載されるホームページアドレスは次のとおり。 http://group.shiseido.co.jp/ir/account/legal/
株主に対する特典	株主優待 (1) 対象株主 毎年3月31日現在、当社株式を1,000株以上、1年超所有株主 (2) 優待内容 資生堂の世界観をお伝えする株主読本とその読本で取り上げたテーマに沿った付録(資生堂グループ製品)

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成23年4月1日
(第112期) 至 平成24年3月31日 | 平成24年6月26日

関東財務局長に提出 |
| (2) 四半期報告書 | 第1四半期 自 平成24年4月1日
(第113期) 至 平成24年6月30日 | 平成24年8月6日 |
| | 第2四半期 自 平成24年7月1日
(第113期) 至 平成24年9月30日 | 平成24年11月6日 |
| | 第3四半期 自 平成24年10月1日
(第113期) 至 平成24年12月31日 | 平成25年2月8日

関東財務局長に提出 |
| (3) 確認書 | 事業年度 自 平成23年4月1日
(第112期) 至 平成24年3月31日 | 平成24年6月26日 |
| | 第1四半期 自 平成24年4月1日
(第113期) 至 平成24年6月30日 | 平成24年8月6日 |
| | 第2四半期 自 平成24年7月1日
(第113期) 至 平成24年9月30日 | 平成24年11月6日 |
| | 第3四半期 自 平成24年10月1日
(第113期) 至 平成24年12月31日 | 平成25年2月8日

関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び
企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第9号の2(株主総
会における決議事項の決議)に基づ
く臨時報告書であります。 | 平成24年6月27日 |
| | 金融商品取引法第24条の5第4項及び
企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第2号の2(第三十
回新株予約権の発行の決議)に基づ
く臨時報告書であります。 | 平成24年7月31日 |
| | 金融商品取引法第24条の5第4項及び
企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第2号の2(第三十
一回新株予約権の発行の決議)に基
づく臨時報告書であります。 | 平成24年7月31日 |
| | 金融商品取引法第24条の5第4項及び
企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第3号(特定子会社
の異動)に基づく臨時報告書であり
ます。 | 平成24年12月20日 |

	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(提出会社の代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。	平成25年3月12日
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。	平成25年5月8日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書の訂正報告書	平成24年7月31日提出の臨時報告書(第三十回新株予約権の発行の決議)に係る訂正報告書であります。	平成24年8月31日
	平成24年7月31日提出の臨時報告書(第三十一回新株予約権の発行の決議)に係る訂正報告書であります。	平成24年8月31日 関東財務局長に提出
(6) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類		平成24年4月13日 関東財務局長に提出
(7) 訂正発行登録書		平成24年6月26日 平成24年6月27日 平成24年7月31日 平成24年8月6日 平成24年8月31日 平成24年11月6日 平成24年12月20日 平成25年2月8日 平成25年3月12日 平成25年5月8日 平成25年6月26日 関東財務局長に提出
(8) 内部統制報告書	事業年度 自 平成23年4月1日 (第112期) 至 平成24年3月31日	平成24年6月26日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6 月25日

株式会社資生堂
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 加 田 雅 洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 浦 宏 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 尚 志

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社資生堂及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社資生堂の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社資生堂が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

株式会社資生堂
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目加田 雅洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉浦 宏明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 尚志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第113期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社資生堂の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。